

米国国務省

ビルマ

人権慣行に関する国別報告・2003年

民主主義・人権・労働局発表

2004年2月25日

ビルマは、極めて独裁的な軍事政権により統治されている。1962年、ネ・ウィン将軍が選挙による文民政府を転覆し、多数派ビルマ民族グループにより支配される抑圧的軍事政権を樹立した。1988年、国軍は民主化運動デモを残忍に弾圧し、国家法秩序回復評国会(SLORC)と呼ばれる19人の陸軍将校からなるグループが支配権を握り、1974年の憲法を廃止し、それ以来命令により統治している。1990年、民主化運動政党は概して自由・公正な国会選挙において議席の80パーセントを獲得したが、政府はその結果の承認を拒否した。1992年、当時の将軍タン・シュエがSLORCを継承し、1997年にその名称を国家平和発展評国会(SPDC)に変更した。13人構成のSPDCはこの国の事実上の政府であり、その下位の平和発展評国会が管区、州、市、郡区、区、村レベルにおいて命令により統治している。いくつかの長期国内民族抗争がくすぶり続けている。司法は独立しておらず、軍の管理下にある。

政府はその強固な軍事支配を広範な保安規制機構により強化した。陸軍最高諜報部(OCMI)は、軍、政府職員、一般市民の監視により、また、政治活動家に対する差別、脅迫、逮捕、拘留、暴行、市民の外国人との接触に対する制限によりこの国を支配した。政府は、その保安措置を秩序と国の統一を維持するために必要なものとして正当化した。治安部隊の隊員は数え切れないほど多くの重大な人権侵害を犯した。

資源は豊富であるが、この国は極めて貧しい。1人当たり推定年間国民所得は約300ドルである。5000万を超える人口の大部分は農村地域に住み、最低生活水準で暮らしている。40年間の軍政、経済運営の誤り、この国固有の腐敗により広範な貧困、劣悪な保健医療、教育レベルの低下、貧しいインフラストラクチャ、絶えず悪化する経済状態がもたらされた。この年、民間金融部門の崩壊および追加国際制裁の経済的影響により経済はさらに弱化した。

極めて悪い政府の人権記録はさらに悪化し、政府は無数の重大な虐待を行った。市民は依然として自分たちの政府を変える権利を持っていない。治安部隊は、法手続を踏んでいない殺人および強姦、人々の強制移住、強制労働の利用、少年兵の徴集を継続し、また、一

般市民の民兵部隊への強制徴用を再開した。この年、政府関係機関が 70 人に上る民主主義活動家を殺害した。行方不明者の発生が続き、保安部隊の隊員は囚人および抑留者を拷問、殴打、その他により虐待した。市民は恣意的に逮捕されても抗議できなかった。反体制政治的意見を表明したために逮捕、抑留されるケースは無数に発生した。この年、政府は 270 人以上の民主化運動支持者を逮捕したが、逮捕者は主として、この国の最大民主化運動グループ、国民民主連盟(NLD)の党員である。政府はこれら逮捕者の多くを秘密の場所に抑留したまま、家族に通知せず、また、正当な訴訟手続きも弁護士との連絡の機会を与えていない。この年、政府は約 120 人の政治犯を釈放したと発表した。その大部分はすでにその刑期を終えており、また、多くの者は一般犯罪者であって、政治犯ではなかった。年末までに、推定で 1,300 人の政治犯が投獄されている。刑務所の状況は依然苛酷であり、生命が脅かされている。もっとも一部の刑務所では国際赤十字委員会(ICRC)の視察が許容された後に状況が改善された。政府は人権侵害者を訴追または処罰する措置を講じなかった。5 月 30 日、政府関係の軍隊がアウン・サン・スー・チーに率いられた NLD の隊列を襲撃し、NLD メンバーおよび民主化運動支持者から数百人の行方不明者、逮捕者、負傷者、強姦された者、死者を出した。この襲撃に続いて、政府当局はアウン・サン・スー・チー、他の NLD 役員、襲撃の目撃者を拘留した。年末現在、政府はこの襲撃について調査しておらず、また、なんらかの役割を果たしことを認めていない。政府は続いて NLD のすべての政治活動を禁止し、最近再開した約 100 箇所の NLD 事務所を閉鎖し、9 人構成の NLD 中央執行委員会全員を拘留し、全国において他の政党の活動を厳重に監視した。

政府は言論、報道、集会、結社、移動の自由を厳しく制限し続けた。この年、民主化政治活動の嫌疑をかけられたかまたは告訴された者は、殺害、厳しい嫌がらせ、暴行、恣意的逮捕、裁判によらない抑留、外部との連絡を許さない拘禁、自宅軟禁、政治/経済事務所の閉鎖等により迫害された。

政府は宗教の自由を制限し、仏教を強制的に奨励して他宗教を制し、宗教的少数派に制限を課した。この国のイスラム少数派に対する政府の規制が継続され、イスラム教徒に対する差別および嫌がらせの行為が続いた。政府は日頃から市民のプライバシーを侵害した。治安部隊は引き続き市民の移動および通信を組織的に監視し、令状なしに住宅を搜索し、正当な補償も法的対抗手段も与えずに人々を強制的に移住させた。SPDC も武装民族集団から市民の支援基地を奪うために少数派民族の市民を大量に強制移住させた。政府は、移動の自由、特に 25 才未満の女性市民に外国旅行の自由を引き続き制限した。

政府は国内人権諸組織に対し独立に機能することを許さず、その人権記録の外部調査に対して依然敵意を示した。政府は国連ビルマ人権特別調査官(UNSRHR)に対しこの国における 2 つの限定された使命を果たすことを許容したが、UNSRHR の要求したすべての場所へ

の訪問は許さず、また、調査官の要求した長さの滞在も許さなかった。また、政府は国際労働機関(ILO)に対しラングーンにおける連絡事務所の運用を許可した。しかし、アウン・サン・スー・チーに対する5月30日の襲撃の後、ILOは政府との強制労働に関する協定草案の最終決定を遅らせた。女性に対する暴力および社会的差別は、宗教的および民族的少数派に対する差別と同様に依然として問題である。政府は労働者の権利の制限、労働組合の禁止、公共工事および軍の駐屯地の維持のための強制労働の利用を続けている。強制児童労働は、その慣行を禁止する最近の布告にも関わらず、依然重大な問題である。SPDCの軍隊による市民の荷物運搬夫としての強制使用は、それは酷使、疾病、ときには死亡を伴う。政府による少年兵の強制徴募と同様に、依然として日常的慣行となっている。人身売買、特に売春を目的とする女性および少女に関わる人身売買は、この問題に対処するある程度の努力に関わらず、依然として広い地域において行われている。

カレン民族同盟(KNU)、カレン国民革新党(KNPP)、南シャン州軍(南SSA)を含む武装民族グループも、殺人、強姦、強制労働、少年兵の徴集を含む人権侵害を犯したかもしれない。もっとも政府より規模は小さいであろうが。

人権の尊重

第1節 以下の脅威からの自由を含む人格の完全性の尊重

a. 恣意的または不法な人命の剥奪

5月30日、この国の北西地域のデペイン村付近において政府関係の軍隊が竹竿、金属パイプで民主主義運動支持者を殺傷するために政党指導者アウン・サン・スー・チーに率いられたNLDの隊列を襲撃した。襲撃者はNLD党員のSan Myint、Tin Maung Oo、Thien Toe Aye、Khin Maung Kyawを含む少なくとも6人の支持者を殺害した。殺された他の2人は学生のMin Zaw Ooとモニワからきた仏教僧侶U Panna Thiriである。外交代表は、負傷のために後に死亡した別の2人の犠牲者について信頼できる報告を受けたが、そのうちの1人は9月初めに死亡したマンダレーの政治活動家、Tun Aung Kyawである。現地の村民および襲撃から生き残った人々は、この襲撃がNLD隊列に随行した70人もの民主化運動支持者を殺害したかもしれないと外交代表に報告した。年末までに、隊列にいた10人のNLD党員および47人の民主化運動支持者を含む他の多くの負傷者の運命は依然判明していない。

信頼できる報告によると、襲撃のあった夜、明け方までに治安部隊が襲撃現場周囲の村落を荒らしたが、それにより数十人の他の村人、学生、仏教僧侶を殺害したかもしれないという。政府はNLDの隊列に対する襲撃で4人が殺害され、48人が負傷したことを認めた

が、周囲の村落における殺害疑惑は認めなかった。政府はどの襲撃についても確実に調査せず、したがって刑事免責の雰囲気を経続させた。この襲撃に関与したといわれる当局者はその後報奨を与えられた。当時の SPDC 第 2 長官として襲撃の立案に関係したと言われる Soe Win 陸軍中將は、軍事政権の非常に高い地位の第 1 長官に昇進した。信頼できる情報によるとこの襲撃実行の責任者である地区司令官の Soe Neing 准將は横異動してイラワジ地区司令官に任命され、訴追、譴責などは受けなかった。

これまでに武装民族抵抗グループと結び付いてきたシャン人権財団(SHRF)のような組織がこの 1 年間に軍隊により頻繁な財産の没収と市民の拷問を伴って行われた国境地帯および民族抵抗地域における市民の殺害の多数の事例を報告した(第 1.g 節および第 5 節参照)。外国人監視員による面接も同様な虐待を記録した。SHRF は、3 月に自分の畑で働いていた 2 人の農民がシャン兵であるとして、あるいはシャン兵を助けているとして告発されたと報告した。2 人は、シャン州 Nam-Zarng 郡区の農場でビルマ陸軍部隊の巡察隊により射殺された。4 月 29 日、巡察隊がシャン州 Lai-Kha 町 Phuay Hai 村はずれの路上で難民農夫を政府軍の要求した米の割当を供出できなかった廉で射殺した。5 月 5 日、政府軍の巡察隊がシャン州の辺鄙な農地で働いていた農夫を殴り殺した。8 月、武装反政府グループ、カレン民族同盟(KNU)は、7 月 16 日に大隊長 Myint Htun Oo と中隊長 Moe Mung がカレンの村長の Saw Htoo Pwe Sher と Saw Kyaw Aye Swe を独断で即時に射殺したと報告した。

政府が以下の 2002 年殺害に関与した兵士を調査または訴追する措置を講じたという報告はない。4 月のカレン州における 6 人の子供を含む 10 人の殺害と 9 人の傷害。6 月に報告されたシャン州のタイ国境付近における 6 人の村民に対する強盗と殺害。9 月のシャン州 Kholam における 10 人の村民の殺害。また、テナセリム地区における前線キャンプを設営するために強制労働に徴集された 11 人の囚人の 2001 年の射殺に関与した兵士を調査または訴追する措置を政府が講じたという報告はない。

苛酷な待遇および適切な医療の欠如のために収容者が刑務所および強制労働作業場においてあるいはそれらから釈放されてまもなく死亡した(第 1.c 節参照)。この年、刑務所の状態は、生死に関わる状態から劣悪な状態にやや改善されたと ICRC は思っているが、生死に関わる状況は再現しかねない。この年、刑務所および強制労働作業場における死亡の調査報告はなかった。

保安部隊が地雷の除去作業に市民を使役したために死亡したという未確認の報告が数件あった(第 1.g 節参照)。

一部の武装民族グループも殺人を犯していると伝えられている。未確認報告によると、5 月

21 日、SSA-南はシャン州 Tachileik の 4 箇所で爆弾を爆発させ、4 人を殺害した。

b. 行方不明

一般市民および政治活動家が数時間から数週間以上の間「失踪」し、また、多数の人々が二度と現れない事件が続いた。このような行方不明は、一般に、家族に知らせずに尋問のため個人を拘留する当局または運搬または関連作業のためにしばしば家族に知らせずに一般市民を徴用する陸軍の慣行のためである(第 6.c 節参照)。多くの場合、尋問のために拘留された一般市民は程なく解放され、家族の許に帰った。

この年、国際アムネスティ(AI)は、2002 年に政府による拘留中に失踪した 17 人のリストを作成したが、年末現在で多くの人々が以前行方不明である。AI によると、2002 年 3 月、リスト上の 7 人の Myeik Dawei 統一戦線メンバー、Khin Maung、Shew Bay、Tin San、Naig Oo、Kyaw Naing、Than Zaw、Ohn Lwin は政府軍兵士によりメルギー刑務所から移送され、テナスリム地区の Done Kyun 島到着直後に処刑されたといわれる。2002 年 7 月、2 人の NLD 党员、Cho Lwin と Kyaw Aye が Kawthaung 刑務所から移送された後に政府抑留中に行方不明になった。農民 Thinn Pe と Ba Sein は、Kawthaung において OCMI の将校により拘留されている間に 2002 年 8 月 9 日に行方不明になった。2002 年 9 月、全ビルマ学生民主戦線のメンバー、Tin Tun と 3 人の Myeik Dawei 統一戦線メンバー、Nian Soe、Maung Shwe、Kyaw Myint が南テナサリム地区において兵士により抑留されている間に行方不明になった。

軍隊により荷物運搬夫として使役されるために徴用された人々および強制労働または運搬作業のために移送された囚人の行方は、不明のままの場合が多い。運搬夫として作業している間に殺害された一般市民に関する報告もある(第 1.a 節参照)。家族は、一般に、自分の縁者の囚人仲間が生き延びて家族に情報をもたらした場合のみ、その運命を知る。外交代表は、8 月 16 日に 15 才の学生と 3~4 人の若者がラングーンの喫茶店から行方不明になり、政府により軍用運搬のために強制連行されたとみられるとの信頼できる報告を受け取った。家族は少年の居場所を知ることができず、その行方は以前不明である。

政府は、ここ数年の間の次の行方不明に関する新しい情報を提供しなかった。6 人の囚人が Kawthaung の刑務所から連れ出され、Zatekyi 海軍基地の東の Ngaphyawjoaw 村落地域で処刑された 2002 年 4 月のケース。食料採集からの帰途に 3 人の兵士により Mong Tong 郡区 Naa Kawng Mu 村の軍キャンプに連行された村人の 2002 年 8 月の失踪疑惑。2001 年 7 月における MYeik の 7 人の囚人の失踪および伝えられるその処刑。

拷問およびその他の残忍な、非人間的あるいは恥ずべき待遇または処罰

拷問を禁止する法律は存在する。しかし、治安部隊の隊員は囚人、拘留者、その他の市民に対し拷問、殴打、その他の虐待を加えたといわれる。彼らは抑留者を威圧・混乱させるために考え出された苛酷な尋問手法を日常的に抑留者に加えた。囚人が長時間にわたってしゃがむ姿勢、つらい姿勢、または苦痛に満ちた姿勢をとらされたという報告が過去数年にわたってもたらされている。治安部隊が市民に嫌がらせや虐待を加えたという信頼できる報告が依然として多数存在する。軍隊は日常的に財物、現金、食料を没収し、運搬夫を調達するために強制的・虐待的徴募方法を用いている。運搬またはその他の労働を強制された人々は、ときには死に至る非常に困難な状態、殴打、食料の欠乏、飲料水の不足、虐待にさらされた。

この年、ここ数年にわたり政府軍兵士が移住、強制徴用、強制労働に抵抗した人々を殴打、強姦、殺害した事件に関する新しい報告が浮かび上がった。報告はこの年も虐待が続いていることを示している。たとえば、6月25日、カレン民族同盟(KNU)は、政府側の民主カレン仏教徒軍(DKBA)の司令官が、村長が強制労働の召集令を送付しないならば、カレン州 Paan 郡区の 21 人の村民を銃殺すると脅迫したと伝えている。7月8日、Mya Htun により率いられた政府軍兵士がカレン州 Lay-Po で村民を殴打し、強制的に軍用補給品を運ばせた。

目撃者は、5月30日の NLD に対する襲撃中に政府関係の襲撃者が数人の女性民主主義運動支持者を強姦したと報告した。

政府軍の兵士がシャン州およびその他の少数民族州において少数民族の女性を強姦したという信頼できる情報がある(第 1.g 節参照)。

シャン州セントゥーンにおいて強制運搬労役中の 7 人の市民が死亡した 2002 年 6 月の事件について政府がその調査また訴追を行ったという情報はない。

政府は、2002 年に報告された次の拷問・虐待事件について誰かを調査または訴追を行ったことを示す情報を提供しなかった。軍隊が住宅を焼き払い、村長の太股を撃ち、両足の腱を切断して拷問し、また、他の村人を殴打したと伝えられる 2002 年の 5 月の事件。兵士がテナセリム地区の Kameik 村で村人の Saw Poe Tot を撃って負傷させたと伝えられる 2002 年 7 月の事件。

地方自治体当局者の腐敗が広範囲に及び、人身売買に対する関与を含んでいる(第 6.f 節参

照)。

この年、政府による農民の虐待および搾取に関する数件の報告があった。たとえば、2月、Kyunguagon 郡区平和発展協国会は水田米穀生産割当を地方自治体政府に供出しなかった廉で82人の農民を逮捕した。全国において、政府は農民に対し未納米穀割り当てを買う金を得るためにその所有農地を売るよう強制した。Sagaing 地区の Wetlet 郡区では、Saing Naing-Gyi、Musochone、Yindaw の3村で米穀割り当てを供出しなかった43人の農民の取り調べ中に地方 SPDC 当局者が収穫を没収し、農家を破壊した。シャン州北部でも以前にはシャン州で決して栽培されていなかった一種の中国米交配種の購入・植え付けのために借り入れたローンを返済できない農民から土地を政府が没収したという信頼できる報告が頻繁に寄せられた。政府はこれらの農民にこの新しい稲交配種を植え付けるよう要求した。いくつかの地域で役人が慣例的に既成農地を没収し、生計を維持するために限界耕作地の購入を強いたという数件の報告もあった。4月、政府は米の強制的前売り制度を廃止し、農民に全収穫を市場価格で売ることを認めたが、同時に農民の農業金融の主たる源泉も断ち切った。

刑務所および強制労働作業場の状態は、依然として過酷であり、生命を危険にさらしている。政府の刑務局は全国で約35箇所の刑務所と約70箇所の強制労働作業所を運用している(第6.c節参照)。刑務所においては、食料、衣類、医薬品が極めて不足していると伝えられた。寝具は床上のただ1枚のマットである。囚人は家族に頼るよう強いられる。家族は生活必需品のために2週間ごとに1回、1回の訪問あたり15分の面会が許される。囚人は告訴されない状態で数週間または数ヶ月にわたって拘束されることがあり、囚人が犯罪について正式に告訴されるまで家族は囚人を訪問したり、大切な補足食料を送り届けたりすることができない。刑務所における HIV/AIDS 感染率は、1つの注射器を共通利用するために高いと伝えられる。この年、数人の政治犯の健康が悪化し、少なくとも1人の政治犯が拘禁中に死亡した(第1.a節参照)。

政府は、刑務所の囚人に対する適切な医療を拒否し続けている。6月、OCMI は民主化運動派国民民主党(PND)の選出国會議員(M.P.-Elect)、Soe Win を逮捕・収監した。外交代表は、同議員が1月後に OCMI 抑留収容所26から釈放されたときに、打撲の跡があり、片眼が盲目となり、言語に障害があり、周期的意識喪失にかかっていたことを確認した。同氏の釈放後、政府は彼が利尿剤の過度服用により自殺を図ったと主張したが、この事件に関するいかなる情報も調査の証拠も提供しなかった。政府による長期実刑判決の服役から釈放された直後に入院した大学学生同盟の前議長、74歳の Tin Aye は、釈放から1ヶ月後の9月8日に死亡した。この年、政治活動のため1989年以来収監されている73歳のジャーナリスト、U Win Tin の健康が悪化し続けているという報告があった。同様に、1989年

に逮捕され、長年にわたり隔離と拷問を受け、1999年に15年の刑期が恣意的にさらに5年延長された学生指導者、Min Ko Naing の健康についても重大な懸念がある。11年の拘留後に今年釈放された新社会民主党の議長、Aung Zaya は禁固中の虐待と不十分な治療のために麻痺状態となり、いまでは言うことしかできない。政治犯支援協会(AAPP)は、2002年5月にバセイン刑務所において2人の政治犯が刑務所長に苦情を提出したために刑務所当局により激しく殴打されたと昨年報告した。

政府によると、政治犯拘留者は一般犯罪者から、未成年者は大人から、男子は女子から分離される。ICRCによると、政府の公式見解は、政治犯に懲役を課すべきではないということである。

この年、ICRCは、各刑務所に1年に少なくとも1回訪れることを目標として、この国のすべての刑務所に対する周期的訪問を行った。ICRCの強制労働作業場の訪問は2000年3月に始まり、この年の間継続した。これらの作業上は約70カ所あると伝えられているが、多くは臨時的であり、特定の作業プロジェクトを完成するまでの間のみ存続する。政府は、ICRCに対し、医薬品の提供、囚人との書簡の往復、家族の囚人訪問支援の提供のような在来の業務の遂行を許可した。

d. 恣意的な逮捕、抑留または追放

合法的抑留の司法決定に関する規定は法になく、SPDCは日常的に恣意的逮捕と隔離抑留を行っている。刑法は当局に対し囚人が当初の刑期を完了した後に随意に刑期を延長することを認めている。

警察は軍隊の補助部隊であり、軍の将校の直接指揮下にある。警察は、通常、一般犯罪のみを取り扱い、政治犯罪は処理しない。国家警察は行政上内務省の下にある。腐敗と刑事免責は、政府が警察に対しその運用のための資金の収集を強いるシステムによる重大な問題である。警察は、一般的に、犯罪捜査のために要する相当な金額を支払う犠牲者を必要とし、警察はしばしば一般住民から金銭をゆすり取る。年末現在、警察を改革する計画はない。

OCMI要員は、政府に脅威を与えるかまたは政府を転覆する「政治犯罪」の嫌疑をかけられた者を逮捕する責任を持つ。逮捕後、OCMI要員、場合によっては、警察官は容疑者に頭巾を被せてOCMI地域尋問センターに連行する。OCMI要員は逮捕された者を数時間から数ヶ月にわたって尋問し、尋問中に随時被疑者を刑事告発できる。恣意的なあるいは虚

偽の告発は通例のことであり、しばしば、無制限の抑留を許容する「1950年非常事態法」に基づいて行われる。2002年11月、OCMI要員は、アウン・サン・スー・チーのために象徴的ゴールデン・ハットを作った廉で Shwe Maung を逮捕して暗い監房に4カ月留置した後、「盗品を所持した」という虚偽の罪より同人を告発した。

政府は、市民を恣意的に逮捕・抑留し続けた。たとえば、1月16日、OCMIは、ラングーン市役所の前で民主化運動スローガンを叫び、パンフレットを手渡した2人の仏教僧侶を逮捕した。これらの仏教僧侶は弁護人により代理される権利を拒否され、その後3年の刑期を宣告された。5月30日、政府はアウン・サン・スー・チーおよび同女史に従う100人以上の支持者を恣意的に抑留した。4ヶ月の隔離抑留に続いて、アウン・サン・スー・チーは自宅軟禁になったが、他の者の大部分は、ビルマの辺鄙な地域において収監されたままであった。年末現在で14人を除いて全員が釈放された。政府は独立監視員から女史およびその他のすべての政治犯への接近を厳しく制限している。5月30日の襲撃以降、OCMIは全国でNLD党員をさらに100人以上拘留した。そのうち一部の者は政治犯として告発されたが、単に恣意的に拘留された者もある。年末現在、25人を除いて全員が釈放された。6月3日、OCMI要員は当局に対しラングーンの Bahan 郡区のNLD事務所の再開を要求した廉で Ko Myo Khin を逮捕した。家族は何ヶ月も彼との面会を拒否されており、彼は年末に Insein 刑務所収監3年を宣告されたと伝えられている。12月、政府は彼の上訴を拒否した。しかし、彼の家族および弁護士はようやく面会を許可された。9月23日、OCMI要員および地元警察は、ラングーン市役所の前でデモを行い、アウン・サン・スー・チーの釈放を要求した廉で Phon Aung を逮捕した。年末現在、彼の所在は不明である。

2002年9月、政府はラングーンで少なくとも30人の政治活動家を逮捕した。逮捕者の中には、1990年選挙の国会(MP)選出議員でNLD党員の Hla Tun が含まれているが、同議員は1999年に刑務所から釈放されてからNLDで活動していなかった。政府は最終的に Hla Tun を含む数人の活動家を釈放したが、国際新聞報道によると政府は4人の活動家に対して3年の刑期を宣告した。2002年の恣意逮捕事案の多くについて情報は入手できない。

2001年、政府は非常に尊敬されているノンボリの77才の弁護士 Soe Han ほかに数人を恣意に逮捕した。これらの者は、上級大将タン・シュエと当時的大臣 Khin Nyunt にNLD事務所の再開を求める書簡を送った廉で21年の刑期を宣告された。年末現在、全員投獄されたままである。

政府は「破壊活動分子の危険から国を守る法律」に基づいて刑期を恣意に延長する。内務大臣はこの法律を2ヶ月ごとに1年間施行でき、SPDC議長は宣告に5年間を追加できる。3月30日、選出国會議員にして退役陸軍大佐、74才になる Kyaw Hsan は政略的に下され

た10年の刑期を終えて、釈放された。しかし、彼は、刑務所の門前で家族の目前から監房に引き戻された。年末現在、彼は無期限に収監されている。マンダレーで、Ne Win、Tin Aye Yu、Tin Myint、Tin Aye、Zarni Aung、Thein Than Oo、Kyaw Sein Maung、Naing Myint、Htay Nyunt、Soe Myintを含む10人の政治犯が刑期を終了したが、釈放されなかった。4月、政府はこの法律に基づいて拘留されていた3人の囚人、Zaw Min、Htay Thein 博士、Tin Myint を釈放した。年末現在、政府は、健康を害していると伝えられる Min Ko Naing を含む約50人の学生および政治活動家をこの法律に基づいて刑期の満了を越えて抑留している。

政府は、外交代表に対し、NLD 隊列に対する5月30日の襲撃に関連して正式に逮捕されたすべての政治犯を9月まで釈放または起訴したと伝えた。しかし、外交代表の観察によると、政府は約12人の家族の囚人訪問を阻んでおり、それは政府が5月30日に抑留されたすべての政治犯を起訴していないこと、および破壊活動分子の危険から国を守る法律に基づいて彼らを無期限に抑留するらしいことを示している。

当局は一般市民と政治活動家の抑留を続けており、その一部の者は、治安部隊の手により、ときおり一時的に行方不明となった(第1.b 説参照)。

この年、当局は外国人ジャーナリストを拘留または国外追放しなかった。

廃止された1974年憲法は強制国外追放を規定しておらず、政府は強制国外追放を実行しなかった。

e. 公正な公開裁判の拒否

司法は政府から独立していない。SPDC は最高裁判所の判事を任命し、次に最高裁判事が SPDC の承認を得て下級裁判所の判事を任命する。これらの裁判所は、事実上司法権を持っている SPDC により制定された命令に基づいて事案を審理する。裁判制度は、郡区、地区、州、国レベルの裁判所を含む。

この年、政府は命令による統治を継続し、公正な公開裁判またはその他の権利を規定する憲法規定により拘束されなかった。英国時代の法的制度の面影が形式的に残っているが、裁判制度とその運用には、特に政治事案の取り扱いに関して重大な欠陥がある。過度に広い法--非常事態規定法、違法結社法、常習犯法、破壊活動分子の危険から国を守る法を含む--の悪用と政治的な目的のための法廷操作により依然として公正な裁判を受ける市民の権利が奪われている。蔓延する腐敗が司法の公平性の失墜にさらに拍車をかけている。

刑事裁判と政治裁判の手続き間には根本的な差異がある。被告側弁護人により代理される権利を含む基本的な正当な法の手続きに関わる多少の権利は一般に刑事事案では尊重されているが、政府が特に神経をとがらせる政治事案では守られない。刑事事案では、被告側弁護人は裁判の準備期間として15日を与えられ、証人の召喚および反対尋問を行うことができ、また、事案準備に15日間の猶予を得ることもできる。しかし、弁護人の主な目的は、依頼人のために可能な最短刑期を得るために裁判官と取り引きすることである。信頼できる報告は、政治案件では高級軍当局が証拠および法に関係なく判決を命令することを示している。政治裁判は一般市民に公開されない。5月30日およびその直後に逮捕されたNLD党員と数百人の民主化運動支持者の中に公判を受けた者は一人もいない。

この年、NLD とつながりがあると思われて新たに逮捕された弁護士はなく、NLD 党員は弁護士が投獄されるおそれを抱かずに弁護を受けることができたように見える。しかし、2000年に投獄された40人以上の弁護士のうち約20人は年末現在依然として獄中にある。

この年、刑務所からの釈放者の大部分は刑期を完了またはほぼ完了した者または病弱者であった。政府は、ほとんどの政治犯に対し、理由の如何を問わず再逮捕された場合には刑期の残りを服役することに同意する旨の釈放承諾書への署名を要求した。たとえばアウン・サン・スー・チーとNLD党員に対する5月30日の襲撃の後、政府は選出国会議員のHla Minを1カ月抑留し、釈放し、その直後に再び収監して前の刑期の残りを服役させた。

年末現在、ICRCは、この国に約3,500人の「保安抑留者」が存在すると報告した(第1.d節参照)。外交筋は、このうち、1,300人が政治犯であり、またそのうちの38人が1990年選挙の選出国会議員のNLD党員であると見ている。今年釈放された囚人の中に、2001年11月に穏やかな抗議を行った廉で2002年3月に7年の刑期を選考された74才の学者、Salai Tun Than教授がいる。5月30日に逮捕され、起訴されなかった91人のNLD党員および民主化運動支持者は、2カ月以内に釈放された。

2000年、政府は、アウン・サン・スー・チーの兄(ビルマ人ではない)に彼女の居住している家族屋敷の半分の所有権を求める彼女に対する訴訟の提起を許容した。この事案は政治的な動機に基づくものであると広く信じられている。政府は、一般に、外国人から国民に対する不動産権利訴訟の提起を許容しないからである。事実、そもそもこの案件の訴訟提起のために政府はこの兄に特別許可を与えなければならなかった。裁判は公開され、7カ月続いた。この案件は、結局、適切に提起されなかったという理由により却下された。しかし、政府はこの兄に第二審を提起する権利を与え、そして、2002年10月、この事案の裁判長はアウン・サン・スー・チーの兄が仏教慣習法に基づいて当該不動産を相続する権利

が持っている」と判決した。この事案は年末現在で継続している。

f. プライバシー、家族、家庭、通信に対する恣意的干渉

廃止された 1974 年憲法はプライバシーの権利を規定していなかった。そして当局は日常的に市民のプライバシーの権利を侵害している。軍事政権は市民の生活に大々的、恣意的に干渉している。広範囲に及ぶ諜報ネットワークおよび行政手続きにより、政府はすべての市民の旅行を組織的に監視し、多くの市民、特に政治的に活動的と思われる市民の行動を詳しく監視している。

法は、自己の登録した住居以外の場所で夜を過ごす者に対し前もって警察に届け出ること、居住者以外の者を泊める世帯は客の名簿を維持し、警察に提出することを要求している。治安部隊は、5 月 30 日の Depeyin 襲撃の後、また、この年のラングーンの頻発爆発事件に続いて市民の監視を著しく増強した。区レベルの SPDC 職員が未登録訪問者に関する大規模な抜き打ち夜間査察を強化した。

保安要員が私人の通信と電話を定常的に検閲している。当局は一般的に市民の外国出版社との直接加入契約を阻止し続けている(第 2.a 節参照)。

政府はすべての両方向電子通信装置の免許付与および割当を詳細に管理・監視している。未登録の電話、ファクシミリ装置、コンピュータ・モデムの所持は収監により処罰される(第 2.a 節参照)。たとえば、この国では未登録携帯電話の利用者は 3 年の懲役および/または高額の罰金に処せられる。

不十分な私有財産権および劣悪な土地所有記録が政府による住民の自発的でない移住を容易にしている。法は土地の私有を許容していない。それはいろいろな種類の土地利用権のみ承認し、その多くは自由に譲渡できない。植民後の土地法も土地に対する私権が当該土地の生産用途使用を条件とするという植民前の慣例を修正した。

歴代の軍事政権は、武装民族グループに対する支援を拒むために少数民族グループに対する強制移住戦略を数十年にわたり適用してきた。このような強制移住はこの年もタイ国境に沿って特に乾期攻勢中に継続された。強制移住はしばしば強姦、処刑、村人および軍隊のインフラストラクチャを構築するための強制労働の要求を伴うと伝えられている。商業工事または公共工事のために場所を空けるために、また場合によっては、国内治安および政治的管理の理由により、SPD は市民を「新しい町」に強制移住させた。新しい町を建設するこのやり方は最近いくらか少なくなった。新しい町に移住させられた人々は一般にイ

インフラストラクチャの支えの大幅な縮小のために非常に苦しむ。移動の対象になった住民は、一般に、短い予告で移動する以外に選択の道はない。(第 1.c 節および第 2.d 節参照)。

タイで非常に尊敬されている、ある市民の 2002 年 9 月の報告では、1996 年以降 2,500 以上の村が政府軍により破壊されるかまたは強制的に移住させられて 60 万人以上の市民が移動したと推定している。この報告は、これらの市民のうち 35 万人が政府管理「移住センター」に移動し、残り的人々は姿を隠したと推定している。この慣行は、特にシャン州、カヤ州、カレン州、モン州およびペグ地区の一部で広く行われた。これらの地域では、数千の村人が住み慣れた村を追われ、無人となった村はしばしば焼き払われ、SPDC の軍隊により厳しく管理されている戦略的地域の入植地に移動させられる。その他の場合には、逃亡したかまたは自分の家を追われた村人は森の中の地雷原に身を隠し、十分な食料、安全、基本医療もない生活を送っている。

強制移住は、しばしば、隣国または政府により管理されていない国内地域への大規模な難民の流れを発生する。ある地域では、政府は元の民族の定住地をビルマ系民族定住地により置き換えた。他の地域では、軍の部隊がカレン系住民を DKBA により管理されている地域に強制移住させたかまたは移住させようと試みた。

軍隊は日常的に家畜、燃料、備蓄食料、養魚池、アルコール飲料、車両、現金の没収も行った。このような侵害は 1997 年以来蔓延しているが、この年に軍事政権は各地域司令官に対し兵站的必要品を中央当局に依存するのではなく当該地方において充足するよう命令したのである。その結果、地域司令官は、金、食料、労力、建築材料の強制抛出の適用件数を国中で増加した(第 1.c 節および第 6.c 節参照)。

国際人道法を侵害して、軍隊と反政府軍の両方とも児童の強制徴集を含む強制徴集を行った(第 1.g 節および第 6.c 節参照)。

政府職員は一般に政党への加入または支援を禁止されている。しかしこの禁止は選択的に適用されている。政府の大量動員組織、団結・発展結社連合(USDA)の場合、政府はすべての公的部門職員および学生を含む多くの人々に対し連合への加入と政府支持会合への出席の両方を勧誘するために威圧と脅迫を用いた(第 2.a 節参照)。

過去において、政府高官を含む当局者は、両親に対し当局が児童の犯した政治犯罪について保護者の責任を追求できると繰り返し警告した。しかし、過去 2 年間にこの実行に関する報告はなかった。

政府の諜報機関も外国人の動静を監視し、外国人との会話について市民を尋問している。政府職員は一般に外国人に面会する前に事前の許可を得ることを求められている。この年、各国際 NGO は、政府省庁代表の NGO 現地訪問への随員(NGO の費用による)を確保するよう正式に要求された。この要求は非現実的であり、必ずしも強制されないが、民主派反対勢力に関する当局の懸念がある場合には、全面的に強制される。外交使節団もときにはこの要求を受け入れさせられた(第 4 節参照)。

女性市民と外国人との結婚は正式に禁止されている。この禁止は強制されていない。

g. 国内紛争における過度の力の行使および人道法に対する違反

1948 年の独立以来、多数の民族反政府グループが自治とビルマ人支配州からの独立を求めて政府軍と戦ってきた。1989 年以来、17 グループが政府との休戦協定を締結した。これらの協定の下で各グループは自分たちの武装部隊を維持し、主として自分たちの民族グループが居住する特定の地域において多少の行政機能を果たしている。しかし、いくつかのグループが依然として活発に抵抗している。KNU は、相当なカレン人口を持つこの国の東部および南部地域において反政府軍事行動を続けている。カヤ州では 1995 年に締結された停戦の中断以来、KNPP が政府に対する戦闘を継続している。シャン州南部では、南 SSA がかれらの祖先伝来の地におけるビルマ軍の駐屯に対して抵抗している。

この年、外交代表は、2002 年 4 月に政府軍がカレン州の Paan とモン州の Moulemein において 7 人のカレン聖職者を拷問・抑留したという信頼できる直接取材報告を受け取った。兵士は 13 頭の雌牛、5 台の牛力荷車、家庭用品を徴発し、現金を強要した後に 2 つの教会と 11 軒の住宅を焼き払った。2 人の聖職者は釈放まで 2 月間抑留され、彼らが虐待されなかったと記載された声明書に署名するよう強制された。政府は、国家調査局という国家警察の部局に対しこの事件の調査を命令した。しかし、政府が虐待の嫌で兵士を訴追したという情報はない。

「安全な場所はない：ビルマ陸軍と少数民族女性の強姦」と題する国際難民救済協会(RI)の 4 月の報告によると、ビルマ陸軍は、少数民族の人々を抑圧し、恐怖に陥れるために企んだ虐待の 1 形態として過去 4 年にわたり広い範囲においてカレン族、モン族、カレン族、タボヤン族の女性に対する強姦を用いてきた。タイ・ビルマ国境において 1 月間行ったインタビューにおいて、RI は独自に 23 件の強姦を実証し、さらに 75 件について知った。この年の末現在で政府は RI 報告に回答していない。

RI およびその他の NGO は、ビルマ陸軍の兵士が 2002 年およびこの年にシャン州およびそ

の他の少数民族地域において多数の女性を強姦したと報告している。たとえば、4月5日、シャン州の郡区において部下の兵士が20才の女性の夫を押さえつけている間に大尉がその妻を強姦した。4月7日、その女性と夫がこの地域の SPDC 当局にこの強姦を報告した。しかし、何の措置も執られず、その後二人は身の安全を恐れてタイ国境を越えて逃げた。8月16日、シャン州の郡区の村で大尉およびその他の20人の兵士が1人の女性を集団強姦した。続いて大尉は、この強姦を報告したならば村長と村人を処罰すると脅迫した。2002年4月、Wan Hi Seng 郡区において5～6名の兵士が37才の女性を集団強姦した。2002年8月、シャン州の Wan Kun Lu 郡区において兵士が4人の女性を強姦したと伝えられる。また、2002年8月、Lai Ka 郡区において兵士が37才の女性を強姦した。政府がこれらの暴行について調査したという報告はない。

2002年5月、SHRF およびシャン女性活動ネットワーク(SWAN)は、ビルマ陸軍がシャン州において少数民族に対する組織的兵器として強姦を用いていると主張した。この報告は、1992年から2000年にかけて52の陸軍大隊の兵士により行われた625人の女性および少女に対する173件の強姦および性的暴力について記載している。この報告は、これらの暴行の残忍性(報告はこれらの強姦の25パーセントが死をもたらしたと述べている)、将校による強姦事件、(83パーセント)、犯人が処罰されていないことから見て、これらの強姦はシャン州の少数民族を恐怖に陥れ、服属させるために政府により許されたものと結論づけている。外交代表により記録された強姦犠牲者からの直接取材報告を含めて、シャン州その他における陸軍による強姦および性的暴力に関する確実な報告がある。

政府は SHRF/SWAN の組織的強姦の主張を否認し、3回の内部調査を命令した。2002年8月、政府は、兵士はこれらの強姦に関与していないと主張した。2002年10月、政府は、これらの主張について調査を続けており、SHRF/SWAN 報告記載のものと類似している5件の強姦の証拠を発見したと述べた。政府は、それらの調査に関する政府報告の写しを国際社会および UNSRHR のパウロ・セルジオ・ピニエイロに提供したと述べた。しかし、ピニエイロによると、これらの調査は、人権侵害主張の調査に関する特別の技量も経験も持たない陸軍およびその他の政府職員により行われたものである。これらの調査は、軍職員により組織され、結論が予め決定されている現地当局者との大規模な集团的・公開会合であったという。これらの主張の独立評価を許容し、陸軍による強姦および性的暴行を防止する措置を講ずるよう要求する政府に対する国際的圧力が継続している。年末までに、政府は、ビルマ陸軍の強姦についてタイにおける難民との面接でピニエイロ氏自身が得た情報を確認するために氏の求めているシャン州の紛争地域への訪問を許容していない。

政府は、2002年に報告された1つの強姦事件に関して若干の措置を講じた。陸軍の大尉がカヤ州 Timoso 郡区の主としてカトリック教徒の村、Yusomoso において4才の子供を強姦

したと伝えられている 2002 年の 8 月の事件。軍当局は、事件を不起訴にするために村人に 20 ドル(20,000 チャット)を提供したといわれる。2003 年早期、ビルマの宗教指導者からの圧力の後、政府は大尉を逮捕し、その大隊指揮官を解任した。しかし、現地陸軍将校は村の指導者に対し今後の問題は教会ではなく陸軍に報告するよう警告した。

2002 年の次の強姦事件について政府が調査または訴追を行ったという情報はない。Keng Tung 郡区付近で洗濯をしていた女性を殴打・強姦し、意識を失った被害者を川に投げ込んだ 2 名の兵士の 10 月の事件、Mung-Khark 郡区において 6~7 人の兵士が 2 人の女性を強姦したといわれる 10 月の事件、NGO により報告されたその他の数百の事件。

シャン州の中部および南部において、治安部隊は南 SSA との交戦を継続した。軍は当該地域の村民を SPDC 管理地域に強制移住させる計画を続行したが、それは伝えられたところによる村民の殺害、強姦、その他の暴行を伴っている。AI の 2002 年の報告によると、2 月にタイで面接されたシャン州からの市民の 90 パーセントが過去 18 カ月にわたり軍により無償強制労働を強いられたと述べた。

信頼できるが未確認の KNU 報道発表によると、政府軍はこの年東部ビルマの紛争地域において広範囲にわたり過度の暴力を組織的に用いた。6 月 30 日、ビルマ陸軍と DKBA 部隊の連合軍は、Paan 郡区の Noe-aw-lar 村において 1 人の村民を逮捕し、拷問した。後に彼が逃げたとき、軍は彼の母親から 450 ドル(450,000 チャット)と雌牛を取り上げた。7 月 5 日、兵士が Sha-zi-bo 村において村民から 200 ドル(200,000 チャット)相当の食料を強要し、また、Zi-pyu-gon 村から 1 人の女性を拉致した。年末現在、彼女が釈放されたか否か不明である。7 月 22 日、Nyaung-lay-bin 地区において、政府軍は Kyauk-kyi 郡区 Thaw-nga-doe 村の 1 人の男性を射殺し、その死体から 50 ドル(50,000 チャット)を奪った。

8 月 5 日から 10 月半ばまで、政府軍兵士は Na Bue 郡区の村民に弾薬および補給品の運搬と軍隊のための地雷除去作業を強要したと伝えられる。そのために多数の村民および囚人が地雷爆発により死傷した。

政府が次の 2001 年の虐待について調査または訴追を行ったという情報はない。陸軍部隊が Murng-Nai において Palaung の男性を殴り殺し、その妻を強姦し、彼の財産を盗んだ 2001 年 1 月の事件。政府軍が Morng-Ton 郡区において 1 人男性を拷問して殺害した後にその姪を集団強姦した 2001 年 3 月の事件。政府軍の兵士がシャン州 Naa Ing 村付近において 1 人の女性を強姦し、他の村民から金銭を強要したと伝えられる 2001 年 4 月の事件。

2002 年人権監視団体(HRW)報告によると、政府軍は 11 才の子供を徴集している(第 5 節参

照)。

積極的な反政府グループとしては、チン国民戦線、ナガ国民評議会、アラカン・ロヒンギャ連帯組織(ARNO)、南 SSA、KNU (その系列、カレン国民解放軍を含む)などがある。反政府グループの構成員の一部も重大な残虐行為を行った。たとえば、政府報告によると、KNU は、5 月 16 日、Pegu 地区の Phyu 郡区において映画館を爆破し、50 人を負傷させた。KNU は、責任を否定した。他の政府報告によると、KNPP は 2001 年に Loicaw 郡区で彼らの仲間に入ることを拒否した 7 人の村民を殺害した。UNICEF、AI、HRW は、反政府軍も政府軍も子供の兵隊を徴集したと報告している(第 5 節参照)。

第 2 節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

法は、政府に対し言論の自由および報道の自由の制限を許容しており、実際に政府はこの年これらの自由を厳しくかつ組織的に制限し続けた。政府は、引き続き、政府を批判する政治的意見を表明した廉および反対意見を表明する出版物を頒布または所持した廉で市民を逮捕し、拘留し、有罪宣告し、投獄した(第 1.d 節および第 1.e 節参照)。公安機関も反政府意見を持っていると思われる者を監視し、攻撃した。

報道の自由に対する法的制限は、政府が「国家の安全を危うくする」言論または発言を禁止する命令を発布した 1996 年以来、強化されてきた。国のすべての地域において、政府は、政府を批判する事実上すべての公的言論を 1990 年に国会議員として選ばれた人々を含むすべての人々および政党指導者に対して禁止するために暴力を使用し続けた。政府は、1990 年以来、ほとんど例外なしに、この方針を一貫して続行してきた。

OCMI がスポーツ新聞ファースト・イレブンの 5 人の編集者を地方スポーツにおける腐敗に関する記事を公表した廉で逮捕したというビルマ民主主義放送の報告がある。政府は 2 人の編集者を告発した。前の学生指導者の Zaw Thet Htwe と NLD の選出国會議員 Ohn Kyaing の娘の Win Pa Pa Hlaing である。11 月、Zaw Thet Htwe は死刑を宣告された。2001 年 8 月、Ashin Pandita という名前の僧侶がマンダレーの Mahamyatmunni Payagyi パゴダにおける説教において経済・政治状態を批判した廉で逮捕され、警察署に抑留されたという。年末現在、これ以上の情報はない。

この年早く政府は NLD に対し若干の公開会合の実施および地方事務所の再開を許可した。NLD は引き続き政治改革に関する政府との実質的対話を要求し、また、政府の政策および

行動に対する批判を公然と表明した。アウン・サン・スー・チーの隊列に対する5月30日の襲撃後、公開会議は禁止され、保安機関はすでに制限されている政治的言論をただちに弾圧した(第1.a節および第1.d節参照)。

多くの有名な作家およびジャーナリストが政治的な意見を発表した廉で刑務所に収容されている。パリに本拠を持つ組織、「国境なき記者団」は、年末に少なくとも16人のジャーナリストが投獄されていると発表した。その中には民主主義を指示する記事を書き、ペンネームのAung Wintの方でよく知られているNLDのマンドレー選出国會議員、Ohn Kyaingも含まれている。同氏は1990年以来獄中にある。政府の検閲部は、これらの獄中にある人々の著作の出版・頒布を禁止している。

この年、政府は、反政府印刷物を頒布した廉でThet Naung Soe、Nandar Sit Augn、Zaw Lin Tun、Kyaw Soe Moe、Kyaw Kyaw、Win Koを含む数十人を逮捕した。1月、政府は、2人の仏教僧侶、Than Than HtayとThin Thin Ooを逮捕し、ラングーン市役所の前に抵抗運動を行った廉で13年の刑を宣告した。

政府は、すべての日刊紙および国内ラジオ・テレビ放送設備を所有・管理している。これらの公式メディアは依然として政府の宣伝機関であり、通常、反対意見についてはそれを批判する場合を除いて報道しない。唯一の部分的例外は、ラングーンの外国人社会を対象とする高価な英語週報、ミャンマー・タイムスである。ミャンマー・タイムスも検閲され、政府側であるが、この週報は国連およびその他の国際組織による政府方針の批判をときおり報道することがある。

ミャンマー・タイムスを含むすべての民間所有出版物は、依然として国の検閲部による出版前検閲の対象である。一つには検閲許可を得るために必要な時間のために、民間報道定期刊行物は一般に月刊である。しかし、1996年以来、政府は週間定期刊行物の出版前検閲の譲渡可能免除を与えている。その結果、週間タブロイド紙が増えた。政府の管理規制は自己検閲を促し、また、出版物は一般に国内政治ニュースを報道しない。

輸入出版物は、原則として国家検閲部による出版前検閲の対象となっており、国家検閲部により承認されていない出版物の所持は依然として重大な犯罪である。民主主義擁護文献に関する事案の中に、5月30日の襲撃について説明した未検閲の小冊子を頒布した廉で約12人の学生が政府により投獄された事件があった。政府は外国報道定期刊行物の合法的輸入も制限し、また、外国定期刊行物の購読も阻んでいる。しかし、外国の新聞はラングーンで購入できる。2001年から、一部の外国の新聞および雑誌が検閲なしで頒布されている。

1997 年以降、政府は外国人ジャーナリストにほとんどビザを発行せず、政治問題についてまれに記者会見を開くのみである。ジャーナリストはしばしばブラックリストに載せられる。過去数年の間にこの国に旅行者として入国した数人のジャーナリストが抑留され、国外追放された。この年、政府は、人身売買に関する会見、5 月 30 日の襲撃に関する会見を含む記者会見を数回開き、国際メディア筋のビルマ代表に出席を許可した。しかし、国内報道機関は、5 月 30 日襲撃を取り扱った記者会見における質疑をなんら発表しなかった。

広い範囲にわたる貧困、限定された読み書き能力、貧しいインフラストラクチャのために、ラジオが依然としてもっとも重要なマスコミの手段である。報道定期刊行物は都市地域外ではまれに流通しているのみである。政府は 2 つの国内ラジオ放送局の報道内容を引き続き独占し、管理している。依然として、自由アジア・ラジオ、ボイスオブアメリカ、BBC、民主主義ビルマ放送、ビルマの真実の声ラジオのような外国放送が検閲されない情報の主要な源泉である。外交代表筋は、手頃な中国製ラジオの市場氾濫を許した政府の輸入制限緩和のためにこの数年の間に小さなラジオ受信機の所有が相当増加していると報告した。

政府はすべての国内テレビ放送の独占と厳重な管理を継続し、公式チャンネルと軍隊チャンネルのみを提供している。2001 年に政府は衛星テレビジョンの使用に関する規制を緩和し、衛星受信機の有料登録を一般人に許容した。以前には政府と特別な関係を持つ数少ない企業と個人のみ衛星受信機を持つ許可を与えられていた。違法衛星テレビジョンも入手可能であるが、衛星テレビジョンの利用は広範かつ深刻な貧困および都市地域以外では電力が供給されないため人口の大部分にとって依然としてまったく手が届かない。テレビジョン・ビデオ法によると、国家検閲部により承認されていないビデオテープを公開、頒布、所有することは刑法犯罪である。しかし、この法律は選択的にのみ運用されている。

政府は組織的に電子メディアへのアクセスを制限している。すべてのコンピュータ、ソフトウェア、関連電気通信機器は登録の対象であり、未登録装置の所有は投獄により処罰される(第 1.f 節参照)。

国防省はこの国で唯一知られているインターネット・サーバーを運用し、少数の顧客に限定された高価なインターネット・サービスを提供している。数軒のインターネット・カフェおよびサービス・プロバイダもある。しかし、利用コストは禁止的であり、政府はウェブに対する全面アクセスを規制しており、商業「無料 e メール」プロバイダの利用も禁止している。政府は、すべての e メール通信も監視している。

政府は学問の自由の厳しい制限を継続している。大学の教員および教授は、言論、政治活動、出版の自由に関して他の国家公務員と同一の制限を引き続き受けている。高等教育省

は、教員に対し政府を批判しないよう日常的に警告している。また、高等教育省は、教員に対し教育にあたり政治について論じないように指導している。教員に対し政党への加入または支持を禁止し、また、政治活動への参加を禁止している。また、教員に対し外国人との会合に先立ち大臣の承認を得るよう要求している。すべての国家公務員と同様に、教授および教員は、政府の大量動員組織、USDA に加入する強制されている。すべてのレベルの教員は引き続き自分の生徒の政治活動についても責任を持たされている。外国人は事前の承認なく大学キャンパスに入ることは許されず、また、卒業式を含む学生に関係するすべての会合に出席することも許容されない。

政府は、学生の争乱の可能性を制限する多数の特別な措置を講じた。キャンパスは比較的辺鄙な地域に移され、教員および学生は争乱の厳しい取り締まりを警告され、キャンパス内の学寮は閉鎖され、それにより大学生活は破壊された。教育の質は、多数の学生が独学または個人教師の利用を選択するほどに劣化した。NLD に対する 5 月 30 日の襲撃の直後、政府は通信教育大学およびラングーン人文科学大学を 3 週間閉鎖した。政府は、閉鎖しなかったその他の学校の周囲に厳しい警備を敷いた。

政府はこの国の限られた数の学会およびそれらが教示できることを厳しく管理している。

b. 平穏な集会および結社の自由

法は集会の自由を制限し、政府は実際にそれを制約している。ある命令は 6 人以上の無許可戸外集会を公式に禁止しているが、この命令は常時は適用されない。政府は 5 月 30 日事件以降 NLD のすべての政党活動に対し完全な禁止を課し、また、その他の 9 つの合法登録政党は党員の集会を開催する前に政府から許可を求めるよう要求された。しかしながら、集会は政府の許可なしに行われた。

政府は、1990 年に選挙された国会の招集を阻むその 10 年に及ぶ政策を続けた。NLD に対する 5 月 30 日の襲撃以降、政府は制限を強化し、この国のすべての NLD 事務所を閉鎖した。

ここ数年、当局は暴力を用いて民主化運動デモを阻止し、民主化運動デモと集会の参加者および組織者を処罰し、このようなデモを計画および組織した嫌疑のある者を拘留または投獄した(第 1.c 節参照)。5 月 30 日に先立ち、当局は、表向きはあらゆる種類の戸外政治集会は違法であるとの根拠に立って、アウン・サン・スー・チーがチン州、イラワジ地区、カチン州、ラカイン州、ザガイン州に旅行するときに一般市民が同女史に会うために外出することを阻止する試みを強化した。当局は街路を閉鎖し、市民に対し家に止まるよう告

げた。SPDC により生成された政府側大量動員組織、団結・発展結社連合(USDA)がアウン・サン・スー・チーの愛国心に疑問を呈し、女史に対する市民の支援阻止するチラシを手渡した。数千の支持者が当局に反抗し、アウン・サン・スー・チーの演説に聞き入った。当局は、NLD 指導者の出発後に数百の NLD 支持者を拘留または尋問した。

政府は公務員に対し USDA に参加するよう強制し、USDA はその後に政府の政策を支持する大衆集会を行った。

この年の最初の 5 カ月間、政府の治安部隊は、ラカイン州、カチン州、ザガイン地区、イラワジ地区において、NLD の平穏な集会を暴力から守らなかった。USDA および政府から支援を受けている脅迫グループ、「人民の力の党」は、それぞれの場合において NLD 集会を言葉によりまたは物理的に攻撃することを許可あるいは奨励された。

政府は、ときとして、宗教グループ構成員の集会を妨害した(第 2.c 節参照)。

過去において政府は NLD に対し一定の主な党の行事を公開集会で挙行することを許可していたが、政府は集会および出席を許される人々の規模を制限した。たとえば、2001 年 9 月、NLD は国民国会代表委員会(CRPP)の第 3 回記念日を祝う儀式を挙行したが、政府は NLD 本部を陸軍諜報部(MI)の要員により包囲してこれに応えた。2000 年、政府はアウン・サン・スー・チーのラングーンにおける党の会議への出席を阻止した。この年早く、政府は NLD の活動に対するこれらの制限の大部分を撤廃したが、5 月 30 日以降すべての反対政治集会および会議は禁止された。

政府は集会の自由を特に NLD 党員に関して制限した。政府は数百の NLD 党員に対し党役職の辞任の強制を試みた。また、政府は、この国のすべての非政府組織(NGO)およびその他のグループを対象として強引な反 NLD、反西側メディア・キャンペーンを展開した。対象には、国連機関、国際および国内 NGO、政党、民族グループ、外国外交使節団が含まれた。

政府は、さらに、公務員に対し、USDA 体制側大量動員組織に加入するよう強制することにより結社の権利を侵害した。政府は中等学校および大学レベルの学生に対し授業登録時に USDA 加入を強制した。政府は熟練職業労働者および専門職協会会員にも USDA の加入を強制した。

一般に、結社の自由は、森林保全環境開発協会、保存協会、USDA のような職業協会および職業団体を含む政府承認組織に対してのみ存在する。非宗教的、非営利組織はほとんど

存在せず、存在する組織は政府の方針に沿って行動するよう特別の注意を払っている。10
の合法的登録政党が存在するが、大部分は消滅しかけている。

c. 宗教の自由

廃止された 1974 年の憲法は、宗教の自由に対する制限を認めており、「各民族はその信仰を告白する自由を享受するが、ただしかかる自由の享受が法または公共の利益を害さないことを条件とする」と述べていた。政府に正式に登録している大部分の宗教信奉者は一般的にその選択に従って崇拝する自由を有する。しかし、政府は一部の少数民族地域において一定の宗教活動に制限を課し、他の宗教を排して仏教を奨励している。実際には、政府は、仏教僧侶による人権および政治的自由を推進する行動も制限している。

政府の広範囲にわたる国内保安機構は、宗教団体を含む事実上すべての組織の会合および活動への侵入または監視に努めている。宗教活動および宗教組織も表現と結社の自由に関する制限を受けている。また、政府は、宗教刊行物を含むすべての出版物を規制・検閲している(第 2.a 節参照)。

ある正式命令が「真正な」宗教組織を登録から除外しているが、実際には登録した組織のみ不動産の売買および銀行口座の開設を認められる。また、政府は登録宗教に一定の便宜を特惠レートで与える。正式な国の宗教はない。しかし、政府は、多数派宗教、セラバダ仏教を引き続き優先している。たとえば、政府はラングーンの国際セラバダ仏教伝道大学の建設に資金を提供した。国家管理報道メディアは、仏教僧侶に敬意を払う SPDC 党員をしばしば描いている。全国におけるパゴダへの喜捨。パゴダの落慶、改修、再建、維持儀式の執行。仏教寺院を建築または修復するための表面上は自由意志による浄財、食料、無償労役の「人々による喜捨」の実施。仏教の教理は依然としてすべての小学校における国家義務教育課程の一部である。しかしながら、個々の児童は一般に仏教教育を受けないことを選択できる。政府当局者が仏教徒と非仏教徒の両方に仏教寺院または記念物の建設、修理、維持を行う国家支援プロジェクトへの金銭、食料、無償労働の寄付を強要したという報告が依然として広い範囲から寄せられている。この年、非仏教徒がパゴダの建設を強制されたという信頼できる数件の報告があった。

政府は、引き続き仏教僧侶(「サンガ」)を管理する業務を行った。政府は陸軍の司令官に対しサンガの構成員を軍事法廷において「仏教に反する行動および有害な行動」の濫で裁判する権限を与え、また、刑事罰により強制される行動規範をサンガに課した。政府は、また、表現の自由および結社の自由に対する特別制限もサンガに課した(第 2.a 節参照)。軍事政権は、国家僧侶調整委員会("Sangha Maha Nayaka Committee", SMNC)の支配下にあ

る 9 つの国家承認教団以外のサンガの組織を禁止した。政府は、すべての聖職者に対し政党入党を禁止した。

政府は、少数派宗教グループの創立、教育、改宗活動の制限を継続した。

キリスト教グループは、依然として、新しい教会の建設許可の取得に困難を感じている。政府は、カチン州の州都、ミーチーナのような都市の幹線道路に沿った場所に教会を建てる許可を与えないといわれている。2001 年、ラングーンにおいて、当局は 80 以上の家庭教会をその主催者が宗教会合を開く適切な許可を持っていないという理由で閉鎖した。この年、カレン州およびチン州、ラングーン周辺の新しい衛星都市のキリスト教聖職者から政府が引き続き彼らに対し家庭内礼拝堂の閉鎖を強いているとの報告があった。

イスラム教徒は、この年、一部の場所で新しいモスクの建設を禁止されたと再び報告した。前の 2 年間に、ラカイン州の地方当局は約 40 のモスクの破壊を計画したが、その理由はそれらが許可なしに建てられたためであると伝えられた。UNHCR の要請により当局が介入する前に、13 のモスクが破壊された。モスクが再建されないようにするために、一部は政府所有建物、僧院、仏教寺院により置き換えられた。この年、政府は、一部の場所の既存モスク改修の書面許可を与えた。

この国の大部分の地域において、裏通りまたはその他の目立たない場所で小さい教会またはモスクを建設しようとするキリスト教グループおよびイスラム教グループはときには継続することができたが、それは地方当局の非公式な許可があった場合のみである。これらのグループは、正式な要請は長期にわたって待たされ、そして一般的に拒絶されると報告した。

10 月、マンダレー付近およびラングーンにおいて数件の仏教徒とイスラム教徒の暴力事件があった。ラングーンのイスラム教徒グループは、マンダレー付近の暴力事件で 7 人が殺され、2 つのモスクが破壊されたと主張した。何がこれらの衝突を誘発したかは明らかではない。政府は、マンダレー地域の暴力に対する反応は緩慢であったが、ラングーンでは速やかに反応し、イスラム地域に軍隊を派遣し、仏教僧院に厳重な夜間外出禁止令を布告した。この後者の措置は多数の仏教僧侶間に憤激を引き起こし、当局は夜間外出禁止令を守らなかった嫌で 7 人の僧侶を逮捕した。

政府は、公共部門の上層レベルで非仏教徒に対し差別を行っている。政府は大臣レベルで奉職した唯一の非仏教徒を退役させたが、この人物、准将は、1990 年代以降軍隊で将官の階級を保持したことで知られている唯一の非仏教徒である。政府はイスラム教徒の軍への

入隊を積極的に阻止しており、少佐を越えて昇進したいキリスト教徒またはイスラム教徒の将校はその上官により仏教に改宗するよう慫慂される。チン州のような一部の少数民族地域では、SPDC が軍人に対し、キリスト教徒のチン女性と結婚し、ビルマ語を教え、仏教に改宗させるために経済的および職歴上のインセンティブを提供しているという報告がある。

政府は、すべての聖職者による改宗運動を阻止している。一部のキリスト教宗派およびイスラムのように伝道を行う宗教は、これらの規制によりもっとも強い影響を受けた。一般に、政府は、ほとんどすべての外国宗教伝道団体を追放し、すべての私立学校および病院を国有化した 1960 年代半ば以降、この国において常設外国宗教伝道団体の活動を許可していない。

宗教出版物は依然として規制および検閲の対象である(第 2.a 節参照)。聖書およびコーランの土着語への翻訳物は合法的に輸入できない。しかし、政府の許可を得た土着語の聖書は国内における印刷が許されている。

キリスト教徒のチン族が仏教徒の学校および僧院に出席するよう圧力をかけられ、仏教に改宗するように奨励されたという証拠が依然として存在する。地方自治体当局は、無料非宗教教育を授けることを口実としてチン族キリスト教徒の児童を両親から引き離し、児童を仏教僧院に宿泊させ、そこで宗教教育を与え、両親に対する通知またはその了解もなく仏教に改宗させたと伝えられる。報告によると、政府は、チン族の人々を仏教に改宗させるために用いたものと同様な手段により、ナガ民族グループの人々を仏教に改宗するよう促そうと努めている。

この国の市民および永住者は、非常に多くの場合に宗教信条を示す政府発行の国内登録カードの携行を要求される。個人の宗教がその身分証明書上に記載されるか否かを規定する一貫した基準は存在しないように見える。市民は、旅券のような一部の正式出願書式上でもその宗教を示すよう要求される。

これより詳しい検討については、宗教の自由に関する 2003 年報告を参照すること。

d. 国内移動、外国旅行、海外移民、帰国の自由

政府は移動の自由を制限した。ラカイン州往復旅行をするイスラム教徒および一部の政党党員を除き大部分の市民は、国内旅行はできるものの、市民の移動は監視され、市民はその所在を地方当局者に通知しなければならない(第 1.f 節参照)。武力抗争の地域においては、

移動は制限される。都市部および農村部の住民は移住を強いられた。

過去数年間、政府は反対政党指導者の移動の自由を厳しく抑制した。2002年5月と2003年5月の間に、自宅軟禁からの釈放後にアウン・サン・スー・チーはいくつかの州および地区を訪問した。この年早期に、政府関連グループは、ラングーン外部へ旅行中の民主的反対勢力に対する攻撃を強めたが、それは5月30日の襲撃およびこれに続く生存者の逮捕と抑留において頂点に達した(第1.d節および第2.b節参照)。政府は少数派民族指導者の動静に対する厳重な規制を維持し、すべての国内旅行に先立ち政府からの許可を求めるよう要求した。

2001年以来、政府はバングラデシュ国境の管理および国境および国内地域におけるイスラム教徒ロヒンギヤの活動の取り締まりを強化する方針を実施している。しかし、これは比較的穴だらけの国境である。

政府は他国からのビルマ人国外追放者の受け入れを拒否したが、タイからは数千の違法移民の送還を受け入れた。

政府は、海外旅行予定者の周到な検査も行った。旅券および出国ビザ発行の厳しい管理は汚職の横行を永続化させ、申請者は平均300ドル(300,000チャット、これは年俸に等しい)から25歳以下の独身女性の場合の1,000ドル(百万チャット)のような多額の賄賂の支払いを強いられている。旅券申請を審査する公的機関は政治的理由に基づいて旅券を拒否してきた。旅券を取得するすべての大学卒業生は(一定の公務員を除く)、その教育費用を政府に払い戻す特別手数料の支払いを要求された。合法的に移民した市民は一般的に親戚を訪問するために帰国を許され、不法に海外に居住し、外国市民権を取得した者も帰国することができた。

中国系民族、アラカン人イスラム教徒、その他のように国籍法の規定を満たすことができない住民は、国内旅行の事前許可の取得を要求された。1990年代中期以降、政府は女性市民に対する旅券の発行も制限してきた(第5節および第6.f節参照)。

政府は、ラングーンを本拠とする一部の外国外交官および国連機関の外国人職員の事前の許可のない首都外への旅行を禁止した。政府は、ILOに対するこの要求を撤回した。政府は、外交官を除くすべての外国人および内国人住民に対しこの国から出国する許可を申請するよう要求した。

この国の一部の地域への外国人の旅行に関する制限は、旅行を促進する努力の一環として

緩和された。ビルマ大使館は、現在、一般的に申請から 24 時間以内に 1 月間有効な旅行者ビザを発行する。しかしながら、外国人人権擁護者、ジャーナリスト、政治家のような一定の種類の申請者は、政府の許容できる引受人の後援の下での旅行であり、かつ、政府の承認する目的の旅行でない限り決まって入国ビザを拒否された。

この国には非常に多くの国内避難民(IDP)がいる。2002 年 12 月、米国難民委員会は、この国には 60 万人から 100 万人と推定される IDP が存在すると報告した。2002 年、タイに本拠を置く NGO は、政府が 25 万人以上の市民をタイ国境沿いまたは近くの村および居住地区から強制的に移住させたと推定した(第 5 節参照)。これらの NGO は、35 万人以上の IDP が政府の強制移住地域に住んでいると推定した。

この年、陸軍は特にカレン州、カヤ州、シャン州における軍事行動中に数千の村人の迫害を継続し、彼らの住居から放逐した(第 1.f 節参照)。7 月、ビルマ陸軍と DKBA は KNU に対する軍事攻勢を発動し、10 月半ばまでに 500 人以上の市民を移住させた。外交代表は、ビルマ陸軍が特にカレン州の Paan 郡区の Mae-Ple-Doe 地域の村からタイに逃亡できなかった村民を強制労働または運搬のために徴用したとの報告を受けた。2002 年 1 月の AI の報告によると、政府軍と連合ワ州軍(UWSA)の部隊が村人のすべての土地を没収し、村民を逮捕し、住居から略奪を行い、多数の女性を強姦し、村人を村から追い出したので、家族とともにタイに逃げたと 75 才のシャン族の男性が語った。老人は、500 から 600 人の UWSA 部隊がこの地域を占拠したこと、森林、果樹園、農地を失った補償を受けなかったことを報告した。これらの虐待に関して政府が調査または訴追を行ったという報告はない。

都市地域における強制移住の報告は全体として減少した。しかしながら、2002 年後半以降、依然として政府が「保安上」の理由のために世帯を強制的に移住させているという報告がある。ラングーンにおいて商業的動機の強制移住が数件あった。1 つの例では、政府はラングーンを中心街に代々居住してきた退役公務員を不十分な補償で立ち退かせた。高級官僚は嘆願を無視し、多数の住民が立ち退いた家の価値の約 1/10 と推定されるアパートへの移住を強制されて承諾した。政府の軍隊が強制的に移住させられた人々または自分の家を離れた人々から不動産および財産を略奪・没収しているという無数の報告があった。これらの資材はしばしば軍隊の工事のために使用された。外交代表は、軍用輸送のために私有車両を車両所有者に対する補償なしに徴発することも全国で当たり前のことであると報告した。

イラワジ地区の広いカレン地域のような、すでに紛争の影響を受けた少数民族地域は、引き続き個人の移動に関して、軍事検問所の増設、軍諜報機関による監視の強化、守備隊の増強を含む厳しい規制を受けた。「非公式の税金」すなわち、賄賂がすべての国境地域の検

問所においてすべての国籍の人から徴集された。ラカイン州では、多くの管制手段および検問所がイスラム教徒住民にのみ適用された(第5節参照)。

法は、難民の地位に関する1951年国連条約およびその1967年議定書の定義を満たす人に対する難民の地位または庇護の付与を規定しておらず、また、実際に、政府は一般的に抑圧者からの保護も提供せず、難民または庇護の地位も付与していない。差別、抑圧の恐れ、社会・経済状態の悪化により多くの市民が引き続き隣国以遠への流出を余儀なくされた。少数民族グループの居住する国境地区において、政府は強制労働、土地の没収、食料の強制抛棄、強制移住の慣行を続けた。これらの政策は、タイ、中国、インドのような隣国に数千の難民を発生させた。カチン州からの報告によると、2001年5月、SPDCの部隊がナガ分離主義者に対する攻勢を発動したとき、3,000人のナガ村民がこの国からインド北東部に逃げ込んだ。この年、この人数は15,000人にふくれあがり、その後ビルマに帰国するよう圧力をかけられている。彼らは、現在、ビルマ・インド国境のインド側で困難な状態に陥っていると伝えられている。治安部隊は、村人の帰還を阻止するために村々を焼き払い、地雷を埋設したと伝えられている。2002年中、シャン州における厳しい状態のためタイへの脱出が発生し、約10,000人のシャン族がこの年の間にそこに移住したと推定されている(第1.f節参照)。ラカイン州に帰還したロヒンギャ・イスラム教徒はビルマを去ったことでは非難されなかったが、ロヒンギャであることにより差別された。帰還者は、旅行する能力および経済活動に従事する能力に関する制限に直面したと主張した。

この年の間に個人がこの国における庇護を正式に求めたという報告はなかった。強制帰国の報告もなかった。

第3節 政治的権利の尊重：自分たちの政府を変更する市民の権利

市民は自分たちの政府を変更する権利を持っていない。SPDCは依然として1990年に選出された国会の召集を阻止した。

1962年以降、現役陸軍将校が中央政府と地方自治体の両方におけるもっとも重要な役職を占有してきた。SPDCのすべての党員は現役の陸軍将校であり、SPDCはすべての省庁の最も重要な高級役職に陸軍の将校または退役将校を配置してきた。年末現在、現役または退役陸軍将校が36の大臣レベル役職のうち34を占有している。

1990年にNLDの勝利後、軍事政権は選挙結果の実施を拒否し、多くの当選者を失格、拘留、または投獄した(第1.d節および第1.e節参照)。その他の多くの選出国会議員は、この国から逃げた。この国の政治構造における有力な役割を陸軍に割り当てる新憲法を起草し

ようとして失敗した 1993 年から 1996 年にかけての試みの後、軍事政権は抑圧と脅迫の組織的使用により市民に対し自分たちの政府を変更する権利を拒否し続けてきた。

1998 年 9 月、SPDC が全国会の召集の許可を拒否したため、NLD 指導部は 1990 年国会の残存選出国会議員の多数からの権威宣言書に基づいて CRPP を組織した。CRPP は、国会が召集されるまで国会の代わりに行動する。その報復として政府は、NLD を正式に禁止することなく、それを覆滅する持続的・組織的運動を開始した。当局は数千の NLD 党員および地方当局者に対し辞職し全国の党事務所を閉鎖するよう圧力をかけた。陸軍の諜報当局も 1998 年に 200 人以上の選出国会議員を拘留した。年末現在で、合計 38 人の選出国会議員が依然獄中にある。Sein Hla Oo、Dr Zaw Myint Maung、Ohn Kyaing、Khin Maung Swe、Myint Naing 博士は 1990 代初めから投獄されている。

1999 年 10 月、政府の多政党民主主義総選挙委員会は、1990 年に国会に選出された 392 人の NLD 党員のうち、92 人のみ NLD 党員と選出国会議員の両方を兼ねると発表した。委員会は、105 人が国会の地位を辞職し、139 人が委員会により失格とされ、27 人が NLD を辞職し、31 人が死亡したと主張した。その一方、CRPP は、2000 年 9 月、485 選出国会議員のうち 433 の指示を得ていると主張した。

2000 年後期、国連特使ラザリ・イスマイルに督励されて政府はアウン・サン・スー・チーとの会談を開始し、その結果、NLD に対する制限の一部が緩和された。その後の数年において、NLD は若干の政治活動を再開することができた。NLD に対する 5 月 30 日の襲撃はこのプロセスにとって厳しい逆行となり、政府は依然として NLD との実質的対話を再開せず、年末現在で 1,300 人以上の政治犯の抑留を続けている。

女性は陸軍の指導部から除かれている。SPDC、大臣、最高裁判事の中に女性はいない。

一部の少数グループの構成員も完全な市民権および政府および政治における役割を否定されている(第 5 節参照)。

第 4 節 主張された人権侵害主張の国際・非政府調査に関する政府の態度

政府は国内人権組織が独立して機能することを許可せず、一般的に政府の人権記録に関する外部の調査に対して敵意を持続けた。

外国人ジャーナリスト、NGO スタッフ、国連機関スタッフ、外交官の旅行に対する政府の制限。このような外国人の動静の政府による監視。外国人との接触に関して市民に対して

行う政府の頻繁な尋問。市民の表現および結社の自由に対する政府の制約。政府の人権侵害に関する情報を外国に提供した市民を逮捕する政府の慣行。これらのすべてが人権侵害に関する情報を収集または調査する作業を妨げた。虐待、特に刑務所または少数民族地域で犯された虐待の報告はそれらの虐待が行われたとされるときから数ヶ月あるいは数年を経てから現れることが多く、めったに検証できなかった。

約 35 の非政治的、国際人道主義 NGO がこの国で活動している。その他の数団体がこの国における永続的活動を確立するために必要な時間のかかる交渉を行いながら臨時的な地位を確保した。2001 年から始まったことであるが、国際 NGO はときとして現地訪問に NGO の費用負担で省庁の代表者を伴うよう要求される(第 1.f 節参照)。

政府は、この年に UNSRHR のパウロ・セルジオ・ピニエイロに対しこの国への訪問を 2 回許可した。同氏は政治犯と面会した政府管理の部屋に電子盗聴装置を発見し、最初の訪問を早期に切り上げることに決定した。同氏は、その報告で、人権状況における「重大な後退」および政府と民主派の反対勢力間の対話プロセスにおける進捗の欠如を指摘した。ピニエイロは 5 月 30 日襲撃の結果として主張されている数十人の市民の死亡、肉体的危害、抑留、行方不明について重大な懸念を表明した。ピニエイロは、この年初頭以来の他の政治活動家の逮捕および継続している拘留を背景にしてこの襲撃が起きたと述べている。同氏は、また、少数民族地域において行われたと主張されている重大な人権侵害の独立評価に政府が保証を与えることを拒絶したとも述べている(第 1.c 節参照)。

2001 年、政府は、内務大臣を議長とし、メンバーとして国家警察本部長を含む人権委員会の創設を発表した。この年、UNHCR は難民法・人権セミナーを開催した。オーストラリア政府は、5 月 30 日の襲撃後、その人権訓練プログラムを中止した。政府は ILO から労働侵害に関する苦情を受け、その侵害について調査を行っていると言った。

第 5 節 人種、性別、身体障害、言語、社会的地位に基づく差別

SPDC は命令による統治を継続し、また、憲法廃止の結果として差別に関する憲法規定により拘束されない。2002 年、政府国境当局は帰国市民に対し 2 カ月間強制的 HIV/AIDS 検査を実施した。検査で陽性となったものはまず病院に強制収容され、次に抑留センターに送られた。外務大臣はこの状況を差別として保健省に報告し、保健省はこの慣行を打切った。HIV 陽性患者は差別され、患者を扱う医師も差別された。政府はこの問題の処理に取り組み、プライバシーの権利に保護を与えることを目的とする HIV/AIDS の自主的秘密カウンセリング・検査規約を起草した。これは年末現在まだ公布されていない。

女性

信頼できる報告によると、ラングーンおよびマンダレーにおける配偶者虐待を含む女性に対する家庭内暴力は重大な問題であり、現在、増加している。この問題は農村地域では評価することが困難である。政府は、配偶者虐待または家庭内暴力に関する統計を発表していない。夫婦は大家族と一緒に世帯に住むことが多いが、そこでは社会的圧力により妻が虐待から保護される傾向がある。

強姦は違法である。しかしながら、配偶者強姦は、妻が 12 才未満でない限り、犯罪ではない。政府は人口の多い都会地域では強姦は多発しないが、辺鄙な地域でより頻繁に発生すると述べている。政府は強姦に関する統計を発表していない。男性の同伴者なしに夜間に外出することは一般に女性にとって危険である。夜間に女性を雇用する雇用主は一般的に女性を帰宅させるために「フェリー」バスまたはトラックを提供する必要がある。夜間のタクシー利用は、女性にとって強姦または強盗の危険が特に高い。夜間に外出する売春婦は一般に相当な割り増し料金をタクシー運転手に支払わなければならない、そうしない場合には強姦または強奪されるか、あるいは警察に通報される危険がある。ときには警察署に連行された売春婦が警官により強姦または強奪されたという報告もある。

売春は法により禁止され、3 年の刑により処罰される。しかしながら、売春は、特に、首都の旧地域から強制移住させられた貧しい家族が主として住んでいるラングーンの「国境の町」および「ニュータウン」の一部で広くはびこっている。非常に多くの売春婦が投獄され、拘留中にしばしば虐待をうけているという信頼できる報告がある。セクシャル・ハラスメントを取り締まる法律はない。

伝統的文化に従って、女性は結婚後も自分の姓を維持し、家計を管理することが多い。しかしながら、女性は依然として大部分の伝統的男性職業において不十分な比率を占めており、陸軍将校を含む幾つかの職業から事実上閉め出され続けている。農村地方に広く行き渡っている貧困は女性にとって特に不利な影響を及ぼしている。女性は、同一労働に対して一貫した基準による同一の支払いを受けない。女性は最高 26 週間分の出産給付金を受ける法的権利を持っている。しかしながら、実際には、これらの給付は与えられないことが多い。

女性の権利を守る独立組織は存在しない。社会福祉省の全国女性問題委員会が女性の利益を守る責任を負っている。政府および少なくとも 1 つの国際 NGO が元売春婦のための学校およびその他の厚生プログラムを運用している。政府管理の機関、ミャンマー母性・児童福祉協会が母親に対する援助を提供している。職業婦人のための専門職業団体、ミャンマ

一女性企業家協会が新しい事業を開始する女性にローンを提供している。

児童

政府は依然として公教育に最低の資源しか割り当てていない。公教育は第 10 標準(米国の第 12 学年と同じ)まで与えられるが、家族は金銭的費用の大部分を負担する。教育は第 4 標準終了まで義務である。男女の出席率に差異はない。政府は農村地域において仏教徒の修道学校を助成している。利用できる最新の統計によると、この年、すべての市民教育のため公的支出は国民総生産(GDP)の 1 パーセント未満であり、1990 年以降実質で 70 パーセント以上減少した。2001 年、UNICEF は、小学校生徒の 69 パーセントが第 4 標準を終了したと報告した。しかし、国連の援助により行われた公式調査によると、この年に都会地域では児童のわずか 37 パーセントが第 4 標準を終了し、農村地域ではわずか 22 パーセントが終了した。政府が支出を厚生・教育から軍隊に振り向けたために生じた公式および非公式学校授業料の値上がりを主な原因として、この年、学校出席率および学業成績が低下した。平均して、教師の給与は月あたりわずか 7 ドル(7,000 チャット)であるが、これは生活賃金よりはるかに低く、多くの教師が退職を余儀なくされた。小学校レベルでさえ、比較的裕福な家庭のみ児童を学校に行かせることができた。少数民族地域では、政府はしばしば地方言語による教育を禁止した。教師に対する非公式支払いを行う余裕のある家庭がほとんどない地域では、教師は一般にもはや登校せず、学校はもはや機能しなかった。官の無視に依って、教育に関する公的独占にも関わらず民間機関が教育支援を提供し始めた。

保健の深刻かつますます悪化する政府の無視も児童を厳しく苦しめている。政府は市民の保健に関する公的支出を教育支出の削減よりもさらに鋭く削った。1998-99 年における市民の保健に関する政府の支出は GDP のわずか 0.3 パーセントである。2001 年、国連機関の後援を受けた公的調査は、平均して 1,000 人の児童のうち 109 人が 5 才になるまでに死亡したこと、また、農村地域では 20 例の出生のうちただ 1 件のみ医師の手当を受けたことを明らかにした。2001 年の労働省と国連人口基金(UNFPA)の合同調査は、5 才未満の児童のうち 7.9 パーセントが厳しい栄養失調に陥っていることを示した。2000 年の厚生省と UNICEF の共同報告は、全国レベルで 5 才未満の児童の 35.3 パーセントが中程度から深刻な程度の体重不足、33.9 パーセントが中程度から深刻な程度の発育不良、また、9.4 パーセントが中程度から深刻な程度の衰弱状態になっていることを示した。世界保健機構は、この国の保健制度は極度に貧弱であるとみている。

児童の虐待は法により禁止されている。政府は、児童虐待は重大な問題ではないと述べた。しかしながら、政府は裏付けとなる統計を発表していない。

児童売春および売春を目的とする少女--特にタイに送られるかまたはおびき出されるシャン族の少女--の人身売買は大きな問題である(第 6.f 節参照)。ラングーンおよびマンダレーにおいて、外交代表は、需要が多いと伝えられるロー・ティーンのように見える売春女性の広い範囲にわたる雇用を目にしている。また、一部の売春宿では若いティーエージャーの「処女」を相当な追加料金で顧客に提供する。

表面上すべての志願軍における公式募兵年齢は 18 才である。過去数年と異なり、当局がラングーンおよびその他の都市において孤児やストリート・チルドレンを駆り集め、兵役を強制したという報告はない。この年、外交代表は、15 才の少年がラングーン駅に到着した数分後に行方不明になったという届けをカレン州の選出国會議員が 2002 年 10 月に警察に提出したという新しい報告を受けた。ラングーン警察は、ラングーン近郊のフモウビー陸軍新兵キャンプで少年を捜すよう示唆したが、そこで選出国會議員は、やはり自分たちの子供を捜している 3 組の両親を発見した。6 人の子供が連れてこられ、選出国會議員は少年を見つけて取り戻すことができた。10 月、外交団は、ビルマ陸軍に数千の少年兵がいるという信頼できる報告を受け取った(第 6.d 節参照)。

ワールド・ビジョン、英国セーブ・ザ・チルドレン、CARE、UNICEF、国連開発プログラム、外国政府を含むいくつかの国際 NGO および機関は、この国における児童の権利を増進した。

身体障害者

原則として身体障害者に対する公的援助は、1 年以下の一時的傷害については給料の 2/3、永久的傷害については無税給付金を含む。しかし、実際には、援助は厳しく限定されている。建物、公共輸送機関、または政府設備の容易な利用を義務づける法律はない。身体障害者を援助する小規模の組織がいくつかあるが、大部分の障害者は、生活の保護を家族に頼らざるを得ない。傷害を持つ退役軍人は優先的に給付金を受け取った。地雷の爆発のため、この国には手足を失った人が非常に多く存在する。

国民/人種/民族少数派

少数派に対する広範囲にわたる政府および社会の差別が続いている。この国の多くの少数民族と独立以来政府ならびに軍隊を支配してきたビルマ人多数派間の反感は、この年も重大な虐待を生んだ激しい紛争に油を注ぎ続けた。これらの虐待は、チン族、カレン族、カレニ族、シャン族、その他の少数民族グループについて報告された SPDC 兵士による殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移住、強姦を含む。一部の武装少数民族グループも虐待を行

っているが、その規模はビルマ陸軍よりはるかに小さい(第 1.a 節、第 1.c 節、第 1.f 節、第 1.g 節参照)。

この国に対する一族の長期にわたるきずなを証明できる者のみ完全な市民権を与えられるので、この国で生まれたが原住でない民族の人々(中国人、インド人、ロヒンギャ・イスラム教徒のような人々)は完全な市民権を拒否され、政府の役職から排除される。ラカイン州のロヒンギャ・イスラム少数派の人々は、引き続き厳しい法的、経済的、社会的差別を受けている。政府は、この国の高度に制限的な市民権法の要求するように 1824 年のイギリス植民支配の開始時にロヒンギャの先祖がこの国に住んでいなかったという根拠に基づいて大部分のロヒンギャに対し市民権の地位を拒否している。

政府は、非ビルマ人に対し組織的な差別を継続している。政府が中等州学校をビルマ市民用に限定したので、ロヒンギャ・イスラム教徒は初等教育を超えて州立の学校に進学できず、ほとんどすべての公務員の地位に付く資格を持たない。

イスラム教徒の強制労働もラカイン州で引き続き広く行われている。少数民族グループの強制労働は、依然として東部の国境地域で広く行われている(第 6.c 節参照)。

完全な市民権を持たない者は国内旅行の制限を課される(第 2.d 節参照)。これらの者は、医学および技術分野における一定の上級大学教科課程からも締め出される。

少数民族グループは一般に自分たち自身の言語を使用している。しかしながら、少数民族地域を含めて政府により管理されているこの国のすべての地域を通じて、ビルマ語が州立学校における学習言語である。少数民族地域においても、ほとんどの初等および中等州立学校は現地の少数民族言語による教育を与えない。原住民少数民族言語による国内出版物はほとんど存在しない。

政府がビルマ人の集団を種々の少数民族地域に再定住させているという報告があった(第 1.f 節参照)。インド人を含む非ビルマ原住民(その多くはイスラム教徒である)および急速に増加する中国人住民(その大部分は雲南省からの移民であり、この国の北部の経済を次第に手中に収めている)とビルマ人の間に人種的緊張が存在する。両グループとも、虐げられているが、ビルマ人より商業志向であり、したがってより繁栄し、より経済的に有力になる傾向にある。

第 6 節 労働者の権利

a. 結社の権利

いまでも有効な 1926 年労働組合法は、政府の事前の同意のみで労働者に労働組合を結成することを許容している。しかしながら、この国には自由労働組合は存在せず、政府は、1988 年前に存在した SPDC 管理の組合さえ解散させた。

2001 年 6 月、「国際労働会議」の「条約および勧告の適用に関する委員会」は、再び、結社の自由に関する法と実行の間の重大な乖離の継続に関して深甚な遺憾の意を表明した。委員会は、政府により 1955 年に批准された結社の自由および団結権の保護に関する ILO 条約第 87 条の規定を政府が履行していないことを批判した。

国際自由労働組合連合(ICFTU)は、2002 年 8 月に軍隊がビルマの自由労働組合連合(Kawthoolei 教育労働者連合)の職員を殺害したと報告した。ビルマ陸軍は、労働組合運動で広く知られていた村長の Mya Than に対し軍のための運搬を強要し、反政府組織による攻撃に対する報復として同氏を殺害した。政府はこの報告に公式に応答し、Waw May Than はビルマ陸軍のための運搬中に対人地雷により死んだと発表した。

ILO は、労働組合が禁止されているため国際的に関連している組合はないと報告した。政府は、船員雇用管理部経由で外国船上の仕事を見いだした船員に対し国際輸送労働者連盟との接触を禁止し、また、政府は、外国に取り残された船員に対し書類の交付をししばしば拒否した。このドキュメンテーションは外国で働く許可を与える。ドキュメンテーションのないことはその船員が帰国しなければならないことを意味する。

b. 団結権および団体交渉権

政府は労働組合を許可していない。したがって、労働者は団結権および団体交渉権を持っていない。かつて主要な労働紛争を解決する手段を提供した政府の中央仲裁委員会は 1988 年以来休眠している。郡区レベルの労働監視委員会は、小規模の労働問題に対処するために存在する。

政府は、公共部門の賃金を一方的に設定する。民間部門では、一般的に市場要因が賃金を設定する。しかしながら、政府はジョイントベンチャーに対し大臣またはその他の高級政府職員の場合より高い給料を支払わないように圧力をかけてきた。あるジョイントベンチャーは加給金または特別報奨制度によりこれを迂回している。外国企業は一般に国内民間部門の場合と同様な賃金を設定しているが、加給賃金および手当を与えるジョイントベンチャーの例に従っている。

法によると、労働者は一般に罷業を禁止されているが、少数の労働者はその称するところによればストライキ権を与えられている。最後に報道されたストライキは 2000 年であり、このときその使用者は出来高給を支払う約束を撤回した。結果として 30 人の被雇用者が拘留され、その多くは 3 カ月にわたり抑留された。被雇用者はすべて職を失った。

輸出加工区は存在しない。しかしながら外国の投資家を惹きつけているラングーン近郊の Pyin-Ma-Bin のような特別の軍所有工業団地や少なくとも 4 社の操業が知られている 2,000 エーカーの Hlaingthaya 工業地区がある。

c. 強制労働または拘束労働の禁止

強制労働または拘束労働は依然として広い範囲にわたる重大な問題である。刑法は他人に強制労働を強いた者に対する処罰を規定しているが、この規定が適用されたという例は知られていない。国際監視員は、この国全体を通じて政府が日常的に市民に建設および保守プロジェクトにおける労働を強制していることを確認した。市民は、軍所有の工業地区においても労働を強制されている。法は児童の強制労働および拘束労働を特に禁止しておらず、児童の強制労働は依然として重大な問題である(第 6.d 節参照)。

ICFTU は、政府は日常的に数十万人の男性、女性、児童、老人に一般的に報酬を払わずにそれらの意志に反して強制的に労働させていると報告した。仕事は、道路および鉄道の建設・修復から軍により没収された圃場へ往復する軍隊運搬夫としての役務に及んだ。軍務運搬夫は遅れたり、逃亡を試みたりした場合には、飢餓、殴打、殺害の恐れがある。

3 月、ビルマに本拠を置く ILO 渉外担当責任者は、2001 年の ILO 高級レベルチームの訪問後に発出された強制労働を終了させる政府の命令が一樣ではないとしても広い範囲に頒布されたと報告した。しかしながら、強制労働減少に対する影響は限定的であり、かつ、継続しなかった。政府の強制労働利用は依然として多数の軍隊が駐屯する地域、とりわけ東部国境地帯およびラカイン州の北部地域において特に重大である。政府は強制徴用に対してこれまでより頻繁に支払いを行っているようであるが、その支払いは概して一般的な賃金相場よりかなり低いとも ILO は報告している。外交代表は、政府が強制擲出に対して支払いを行ったという報告は受けていない。

過去 5 年以上にわたり、ILO およびその他の国際機関は政府の強制労働利用の減少を見ていないが、強制労働を徴集する政府の方法が変化したことを知っている。ILO は、陸軍の部隊がもはや村長に対し強制労働を提供させる命令書を発行せず、その代わりにこれらの

命令を口頭で与える傾向がみられると報告している。ILO は、政府は場合によっては強制労働の要求を資材、食料または金銭の強制抛出の要求に置き換えているようであるとも報告した。この年全体を通じて、NGO および少数民族グループからビルマ陸軍の兵士が紛争地域において少数民族の村人から抛出を強いたという報告が広い範囲から頻繁に寄せられた。ILO は、2002 年以降、市民を使役するなという国際圧力の結果として政府はますます強制労働者として市民の代わりに囚人を用いるようになっていていると報告している。この年、陸軍は引き続きシャン州の刑務所から囚人を連れだし運搬夫として使役した。10 月、KNU に対する攻勢中にビルマ陸軍は 300 人以上の囚人を運搬夫として使用したといわれる。NLD に対する 5 月 30 日の襲撃後、強制労働の犠牲者がビルマの法律に基づく救済を求めることを援助する推進役を設置する ILO との協定案は先送りされた。

当局は世帯または個人に対してインフラストラクチャ・プロジェクトのための労働に代えて金銭または食料を提供することをしばしば許容したが、しかし広い範囲にわたる農村の貧困のため大部分の世帯は労働を抛出した。両親は常に子供に手伝わせて世帯の強制労働義務を果たしている(第 6.d 節参照)。

この年、外交団は、中央ビルマにおける民間インフラストラクチャ構築のための強制労働に関する報告を受けなかった。強制労働は人種的にビルマ人の多い中央地域では相当に減少したが、それは主として橋梁および道路のような多くのインフラストラクチャ・プロジェクトが完成したためであった。しかしながら、強制労働は現金または同種の強制抛出により置き換えられた。たとえば、世帯または地域社会が軍隊の土地を耕作するかまたは軍事訓練に参加する働き手を提供できない場合、各世帯および/または地域社会はそれに代わる物を弁済しなければならない。小規模になったが強制労働は依然存在する。9 月 5 日、マグウェ地区 Chaungnet 村の地域首長は、各世帯から 1 人ずつ出してラングーン-マグウェ幹線道路の藪を取り払うよう強制した。拒否した者は 5 ドル(5,000 チャット)の罰金に処せられた。

6 月、アース・ライト・インターナショナルは、村民が彼らの地域における強制労働は公共機関レベルで陸軍により調整されていると述べたと報告した。東部ビルマ農村地帯のある標本地区の各村長は軍隊から強制労働の最新要求を受け取るために週末会議に出席するよう要求された。強制労働は決して十分に補償されず、労働拒否は処罰を招くのみである。強制労働について苦情を述べることは危険であり、村長たちによると報復を招きかねない。

この年の中頃、政府は新しい強制労働計画を開始し、多くの公務員および各家族からの 1 名に対し 45 日間の無償軍事教練プログラムへの参加を強いた。SPDC は各被訓練者に対し制服および竹製の武器の代価として 5 ドル(5,000 チャット)の支払いを強制した。政府は、

軍事教練に 1 名を送り出すことのできない家族に対し 5 ドル(5,000 チャット)の強制拠出を要求した。報告によると、政府は食料により、また、まれに、名目的な日当により被訓練者に補償した。

KNU は、ビルマ東部国境沿いの紛争地域における強制労働の広範な利用に関する信頼できるが未確認の報告を公表した。7 月 10 日、兵士が Mone 郡区において 500 人の運搬夫を強制徴募して軍用食料補給品を運ばせた。荷物を運搬できないものはそれぞれ 5 ドル(5,000 チャット)を支払わなければならなかった。7 月 15 日、兵士が 13 人の Tan-ta-bin 郡区 Kaw-thay-doe の 13 人の村民に対し竹を伐採し、軍隊のキャンプのフェンスを作るよう命令した。同じ 7 月 15 日、兵士が Tan-ta-bin 郡区の Kaw-Thay-doe の 6 人の村民および Ga-mu-doe の 3 人の村民に対し軍需品を運搬するよう強制した。

女性の人身売買は重大な問題である(第 6.f 節参照)。

政府は強制労働に対する措置を実施する委員会を設置し、また、ILO に対してラングーンにおける連絡事務所の開設および全国の旅行を許可した。しかしながら、この実施委員会は強制労働の実例について確認も訴追も行っていない。この委員会は、強制労働の事実の報告、調査、訴追のための適切な機構を実現していない。

兵士の強制徴募が広く行われた。外交代表は、まず 3 人または 4 人の補充兵を徴募しなければ、たといそれが強制徴募を要するとしても、政府は兵士に対し兵籍期間終了時に除隊を許さないということを知った。警察官の強制徴募も同じパターンに従った。

公務員の給料は極わずかである。たとえば、医師の給料は 1 月 10 ドル(10,000 チャット)である。公務員は自分の意志で退職することも他の部門に移るために辞めることも許されない。

d. 児童労働慣行の状態および雇用最低年齢

法は児童の雇用について最低年齢 13 才を設定しているが、実際にはこの法は施行されていない。児童労働はますます広まり、あからさまになってきた。働いている児童は都市部で非常によく目に付くが、大部分は小さな企業または家族企業で働いている。農村地方では、児童は家族農作業で働いている。ラングーンおよびマンダレーの都市非公式部門で働く児童は、多くの場合、幼いときから働き始める。都市非公式部門では、児童労働者は大体において食品加工、街頭販売、ゴミ集め、軽工業、軽食堂給仕などに従事している。2002 年の公式統計によると、都市部児童の 6 パーセントが働いているが、労働している児童の 4

パーセントのみが賃金を稼いでいる。多くは家族企業に従事している。

法は特に児童による拘束労働を禁止していない。拘束労働に関する報告はないが、労働を強いられている児童が存在する。伝えられるところによれば、当局はラングーンおよびマングレーにおいて 10 代の児童を駆り集め、運搬または兵役を強いている(第 5 節参照)。6 月、ICFTU は、政府は十分な人数の成人を徴募できないとき、ほとんどの場合に児童を徴募すると報告した。農村地域では、家族中の父親が不在であるかまたは死んでいる場合、母親は強制労働抛出の政府命令に応じて児童を送り出さなければならなかった。政府は、最悪の形態の児童労働に関する ILO 条約 182 条をまだ批准していない。

社会福祉省は、孤児またはなんらかの理由により家族から離れている少数の児童に支援と就学を与えている。

e. 容認できる労働条件

政府の職員およびいくつかの伝統的産業の職員のみ最低賃金規定により保護されている。給料を受けている公務員の最低日額賃金は、実質的 8 時間労働日について 0.10 ドル(100 チャット)である。種々の補助金および手当がこの額を補う。最低賃金も高級職員の稼ぐ高い賃金も本人と家族にそれなりの生活水準を与えるものではない。公共部門の低い上に下落して行く実質賃金は広範な腐敗と無断欠勤を育んだ。民間部門では、都市部の労働者は 1 日に約 0.8 ドル(800 チャット)を稼ぐが、農村地域の労働者はその率の約半分しかもらえない。一部の民間部門労働者はそれよりかなり多く稼いだ。熟練工場労働者は 1 日に約 4 ドル(4,000 チャット)稼いだ。

余剰労働力状態、貧しい経済、政府による保護の欠如により労働者は依然として水準以下の状態を強いられた。労働者の基本的権利に関する 1964 年の法および 1951 年の工場法は労働条件を調整する。公共部門の職員に関する 5 日 - 35 時間の週間労働時間および民間および州の企業の職員に関する 6 日 - 44 時間の週間労働時間が規定外労働に対する残業手当とともに法的に規定されている。法は週あたり 24 時間の休憩時間も規定しており、労働者は年間 21 日の有給休暇を認められている。しかし、実際には、大部分の労働者は地方の農業および非公式部門に従事しているので、このような規定はこの国の労働者のうちのほんのわずかの人々を益しているのみである。

多数の保健および安全に関する規制が存在するが、しかし、實際上、政府は、それらの規制を実施するために必要な資源を利用可能にしていない。労働者は原理的には危険な状態から立ち退くことができるが、実際には、多くの労働者は、そうした場合、自分の職に留

まることは期待できない。

f. 人身売買

女性および児童の人身売買は重大な問題である。伝えられるところによると、地方自治体当局者の間に人身売買に関わっている者が広範囲に存在している。共謀した当局者の逮捕または訴追はこれまでにない。

法は人身売買を禁止しておらず、この国から外国への人身売買および国内の人身売買が行われているという報告がある。誘拐を禁止する刑法、売春防止法、児童の売買、虐待、使役を禁止する規定を含む児童法のような人身売買に対して用いられる法がある。政府によると、密売人は2002年に人身売買の罪で3～14年の刑を受けた。政府の数字によると、捜査の結果として約90件において投獄判決が言い渡された。政府は、6月までに223件の人身売買を摘発し、417人を逮捕し、83人の人身売買者に宣告を下し、82,251人に不法取引の罪で説諭を加えたとする報告を発表した。2002年の2つの報告において政府は、内務大臣を長として新しく形成された人身売買防止運営委員会により実施される防止、帰国、訴追措置を強調した。

当局者は、人身売買の防止および人身売買者の訴追に引き続き取り組む必要性を認識した。政府はこれらの方面に積極的であるが、その有効性は年末現在で明らかでない。政府は人身売買と闘うために国際および国内NGOとの協力を拡大し、また、タイの管轄官庁との協力に乗り気になり始めた。しかしながら、政府は近隣諸国と協力する公式措置をなんら講じていない。

性的搾取、工場労働、家庭使用人労働を目的とするタイおよび中国、インド、バングラデシュ、台湾、パキスタン、マレーシア、シンガポール、日本、中東諸国を含むその他の国への女性および少女の人身売買は問題である。シャン族およびその他の少数民族の女性と少女が北部の国境を越えて人身売買された。カレン族およびモン族の女性と少女が南から人身売買された。国内人身売買の流れは、一般に貧しい農村と都市の住民地区から売春の繁盛している地域(トラック輸送ルート、鉱業地域、軍の基地)およびタイ、中国、インドとの国境沿いに向かっていているという証拠がある。伝えられるところによると、成人と少年の男性も性的搾取および労働のために他国に人身売買された。大部分の観察筋はこれらの犠牲者の人数は少なくとも年に数千に上るとみているが、信頼できる推定値はない。

児童売春および児童ポルノを取り締まる法は存在するが、それらは公的に施行されていない。タイからの報告は、彼の地におけるHIV感染率の上昇により、一応は「より安全な」

若い売春婦の需要が増大し、その多くはビルマからきたことを示している。国内における児童の人身売買もまた悪化している問題と思われる。しかしながら、その程度に関する信頼できる統計がない。政府は、解放された児童人身売買犠牲者の家族の所在発見の援助および犠牲者のタイからの帰国の支援に着手した。

近年に至って、政府は、表向きは人身売買の犠牲者としての女性の流出を減らすために、独身女性の旅券取得または外国人との結婚を難しくした(第 1.f 節および第 2.d 節参照)。また、25 才未満の女性は保護者がいない場合には出国できないという規制もある。しかし、強制的にあるいは誘惑されて売春のためにタイ国境を越える大部分の市民は旅券なしで国境を越える。

地方自治体当局者の腐敗は広く行き渡り、人身売買関与を含んでいる。国内外の性的および搾取的人身売買を阻止しようとする政府の試みは、問題の大きさを考えるならば、限定されたものである。

多くの NGO が人身売買に対抗するために考案した貧困緩和および教育プログラムを提供した。これらのプログラムはまずまずの成功を収めているといわれている。

政府はこの年に人身売買対策に関して限定的な進歩は達成したが、人身売買が行われている程度および政府の活動の成果に関する基礎的情報がない。政府の広範囲にわたる治安管理、情報の自由な流れに対する制限、透明性の欠如のために、この国における人身売買行為について意味のある評価を行うことはできなかった。たとえば、専門家はこの国からの人身売買が相当なものであることについて同意したが、政府を含むどの組織も人身売買の犠牲者の人数を評価することができないか、またはそれに意欲を示さなかった。政府は、この問題に対処した取り組みに関する自らの報告について自由な評価を許さなかった。

このサイトは、米国国務省広報局により管理されている。

他のインターネット・サイトへの外部リンクは、本サイトに含まれている見解の裏書きと解するべきではない。